

○峯山昭範君 現在、これは全国二つの会社で独占しているわけですね。そうですね。

○政府委員(鴨光一郎君) 当該の会社がやっておられますのは、自動車電話の電話機の取り付け等のサービスの提供ということでございます。先ほど申しましたように、事実上、現在二つの会社でサービスの提供をしておるといふ状態にございまして。

○峯山昭範君 こういう問題についての、例えばきよりの朝のNHKのテレビで、自動車電話から自由に盗聴器をつけて要するにそれを聞ける。そういうようなのがどんどん売られておって、簡単な部品でそういうような自動車電話を簡単に聞ける。そういうのがあって、今度はそれを邪魔するやつを研究しておる。そういうふうなのをテレビできょうやっていたわけですが、そういうことについてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(鴨光一郎君) 現在、先生御指摘のような機器が社会に出てきているという事実は私も承知いたしております。ただ、これは先ほど申しました無線を利用するという問題からいたしまして、また公衆電気通信業務の一環をなすという点からいたしまして、御指摘のような形は法的にも許されないものというふうに考えております。

○峯山昭範君 この問題は、これから自動車電話がどんどん普及していくでしょう。今、局長が御答弁になった台数よりもっとふえるかも知れませんし、全国的に見て四万台なんといいますが、まだまだ少ないように思います。したがって、この問題はそれぞれの委員会が具体的に質問があると思いますので、きょうは法案に関連いたしまして幾つか質問したいと思っております。

初めに、郵政三事業の基本問題についてお伺いしたいと思います。

大別して郵便事業、為替貯金事業、それから簡易生命保険郵便年金、この三つから成っているわけですが、臨調の最終答申でもこういうふうな問題についていろいろな角度からの指摘が行わ

れておりますので、専門的な問題についてはそれぞれ通信委員会が議論をさせていただいたしまして、この三つの事業の基本問題に関連いたしまして郵政大臣の御意見を伺いしておきたいと思っております。

まず初めに、郵便事業の問題についてであります。この郵便事業の問題につきましては、現在でも一部民間委託というふうな問題ももたれているようにありますけれども、実際問題としてはいろいろな問題があります。通信の秘密はどうなるかというふうな問題もありますし、国営でやらなければ秘密が守られないのではないかと、いろいろな問題もありますし、いろいろな問題が絡んでいるわけでありまして。しかしながら、そういうふうな中でこの郵便事業、大幅な民間委託をやってはどうかという意見も強いわけでありまして。

そこで、この郵便の独占制というのを緩和して、民間にもある程度やらした方がいいのじゃないか。最近ではバイクによる私信の配達なんていうのが相当都内でも普及してきているようでありまして。これは多少性格は違いますが、その問題は後ほど別の機会に質問するつもりで、郵便事業そのもののいわゆる民間委託の現状と独占制の緩和という問題について、大臣、どういふふうにお考えになっていらっしゃるか、その点をお伺いしておきたいと思っております。

○説明員(白井太君) 最初に、事実関係について若干御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、臨調の答申におきましては、各般にわたる事業の効率的な運営という観点からいろいろ御指摘等をいただいておりますのでございまして、そのかなり重要なポイントの一つとして、事業について部外への委託を積極的に進めるべきであるという観点で答申が出されておる次第でございます。

私も承知いたしましては、事業を運営していく上でできるだけ民間の力をおかりするという角度から、事業運営上効率的なものにつきましては、法の規定に基づきまして、できる限り民間への委託

を実施しておるところでございまして、特に運送関係の部門につきましてはほとんど一〇〇%部外への委託をしておると申し上げて差し支えなからうかと思っております。

また、郵便の集配関係につきましても、できるだけ部外への委託をして、外部の力をおかりするという形で事業の運営を進めておるところでございます。

そのほか、これは一昨日の当委員会においてもお答えをしたところでございますが、例えば局舎の警備でありますとか、あるいは各種設備の維持、保守等につきましても、部外の力をおかりするということをやっておるところでございます。

それ以外に、さらに委託を推進するという点につきましまして、私も推進をするという立場でいろいろ取り組んでおりますが、ただ、ただいま先生が御指摘になりましたように、やはり郵便というものの重要性と申しますか、通信の秘密の確保の重要性という点にも十分配慮しなければならぬ点もございまして、そうした点を十分勘案しながら業務の効率的な運営を図ってございまして。

それからバイクによる配達についてのお話もございまして、確かに最近におきましては、東京とか大阪などにおきまして一部バイクによる物品の送達が行われておるといふことは私も承知いたしております。しかし、この点につきましまして、私も承知いたしまして、信書の送達に当たるといふことにはなりません。現在の郵便法に抵触するということ、それとそれ業者の方には御注意を申し上げておるところであります。また業者の方もその点については十分承知しておられるというふうな承知をしておる次第でございます。

いづれにいたしましても、私も承知いたしまして、郵便については独占を維持していくという必要性は十分承知しておりますが、しかしその独占の弊害というものが私どもの事業運営を行う上で出てきてしまつては問題があるかと思っておりますので、その点につきましまして十分注意しながら事業運営を効

率的に運営してまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(奥田敬和君) 今、事務的に答弁を行いましたが、先生の御指摘のように、独占を緩和する意思ありやなしやということでございますが、事業効率を進めていく、そういった観点から申しますと、現在でも輸送あるいは団地配達等々でそういった民間の力をおかりしておるといふことは事実でございます。しかし、基本的にはやはり個人の信書送達、個人の秘密というものに深く関与する事業でもございまして、基礎的にはそういった意味合いにおいて、人選等々も含めて、たとえ民間の団地ママさんをお願いするにいたしましても、たくさん候補の中からこういふ形に間違いを起こさないように、そういったことをよく徹底研修した上での依頼でございまして、また今後においてもこの信書送達という基礎的な大事なサービスでございまして、この上においてはこの独占体制を緩和するという意思は持っております。

ただ、先生の御指摘のように、独占の上にあぐらをかくような形でのサービスでは、今後はなかなかそういう世論の高まりもございまして、それから、私も承知いたしましては鋭意そういった形の御批判のないように努力してまいりたいと思っております。

○峯山昭範君 郵便事業の問題について、もう一つお伺いしておきたいと思っております。

それは、最近の郵便の需要の伸びという問題と郵便料金の問題であります。これは特に最近の電気通信の発達によりまして、各種の通信メディアの競争があるわけでありまして、そういうふうな中にありますと、郵便の需要の伸びというのは今後そう多くは期待できないのではないか、そういうふうな私たちが考えているわけですが、そういうふうなことを考えてまいりますと、今度は郵便料金の値上げという問題も限界がありますし、値上げしたからといって、それじゃすぐ増収につながるというわけでもない、そういうふうに思うわけでありま

な、郵便貯金が果たすべき方向というものは、あくまでも勤労の結晶である形の、教育なり老後なりのあるいは病氣なり、そういった不安に備える、非常に自助努力に基づいた長期性の大事な貯金で、ございますし、こういったものをいかにして国が

きたいと思ひます。しかし、それが暑中見舞いがふえたからそうだという問題は、印刷してとにかくわつと配るというのは大臣のおっしゃる人間性豊かな話と直結するかどうか、多少無理があるようにも思ひますけれども。

それからもう一つ、為替貯金事業。これの問題も郵便貯金の問題と臨調でもいろんな角度から指摘がされているわけでありませうけれども、私はいろんな問題は別として、今後とも利用者である国民の立場からいへばゆる高齡化社会の到来ということもありますので、高金利の福祉貯金の創設という問題や、それから貯金限度額の大幅な引き上げ、あるいは個人向け貸付制度の創設あるいは拡充、こういう問題について努力してもらいたいという声が随分あるわけですが、この点についての御見解もお伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(奥田敬和君) 最近、いろいろな批判の中で、貯金なんかもあるいは簡保、年金も含めてでございしますが、民営分割したらどうだ、電電並みのそういった形こそ活力をもちますのじゃないかと、いろいろな御意見がもたれたにもかしましいわけですが、私はやはりこれが官業として郵政は三事業一体制でやつてまいりました。そして、全国あまねくというような、山間

僻地におけるようなサービスも含めて町中のサービスと変わらないという形の中で、普通の民間でうまいところだけ食べてしまうというような形がなじまない面も持っておることでございます。そういう意味からいって、私は今後ともこの三事業は国营企業として三事業の緊密な連携体系のもとにやっていくのが適当であろうと思っております。

しかし、今、先生の御指摘にありましたよう

いても大きな助太刀になると信じております。どうか、よろしくお願いいたします。

○**峯山昭範君** もう一点だけお伺いしておきたいと思ひます。

簡易生命保険事業の問題でありますけれども、この問題は民間の生命保険事業と競合するところがあるわけでありますが、この最高限度額が現在一千万円になっているようです。この一千万円の引き上げというのはなかなか難しいようでありま

すけれども、今後この問題についてどういうふう
に考えているかということ、それから郵便年金
について、新制度になってからまだ日は浅いわけ
でありますが、その現状と、初めの構想どおり事
業が運営されているかどうか、こういう点につい
てお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(奥田三三三) 初めに、簡易保険の加
入限度額の問題でございますが、ただいま御指摘
のとおり、現在の限度額一千万円は昭和五十二年
に設定されまして、現在まで既に約八年据え置き
になっていくわけでございます。その間の生活水
準の向上等によりまして、一応の生命保険として
の機能を果たすにこの額では不十分であるとい
ふに私も考えております。また、現に国民が
生命保険に期待される平均額は、最近の調査で約
四千万円となっております。それに対しては四
分の一にすぎないという状況になっておりま
す。このようなことから加入限度額の引き上げに
ついてはぜひ実現をしたいと思いますし、鋭意努力いたして
おりますが、これまでのところ残念ながら実現を見
ておりません。今後一層努力して、早期にこの引
き上げを実現したいと考えているところでござい
ます。

また、郵便年金につきましては、昭和五十六年
に、時勢に即応いたしまして通増制あるいは配当
金による年金の積み増し、これによりまして年々
年金額がふえていくという新しい工夫を凝らした
年金を発売いたしたわけでございまして、その
後、三年足らずの期間でございまして、現在の保
有契約は二十二万件余りということになっており
ます。発売当初といたしましてはそれなりに普及
をしておりますわけでございますが、二十二万件と申
しますと、千人当たりの普及率で見ましてもまだ
二割にも満たないという状況でございます。ま
た、今後の高齢化社会の推移等にかんがみま
すと、これが普及に一層努力する必要があると思
ひます。

○山本昭範君 それでは次に、放送衛星ゆり二号
の故障の問題についてお伺いしておきたいと思

ひます。

ニューメディア時代の先兵として、NHKが大
きく宣伝しております実用放送衛星ゆり二号
が本年一月に打ち上げられまして、五月十二日か
らいよいよ世界初の衛星放送が始まるというとい
た矢先の三月二十三日に三系統ある放送用中継器
のうち一系統が故障し、さらに五月三日には新た
に一系統に異常が発生したために、郵政省は当面
の措置として、五月十一日にNHKに対して一チ
ャンネルの放送試験衛星局の免許を与え、NHK
は五月十二日から残り一系統を用いて試験放送を
開始したということになっておりますが、私の手
元にもこの二号aについての故障の状況について
報告が来ておりますが、この間のいきさつ、故障
の原因、それから機能回復の見通し等についてど
ういうふうになっているのか、この際、お伺いし
ておきたいと思ひます。

○政府委員(鴨光一郎君) 異常が生じたのが
三月二十三日と五月三日の二回で、いわゆる中継
器A系統、それからR系統に故障が生じたとい
うのは、先生、今お話のございましたとおりでござ
います。

この故障の原因につきましては、現在この開発
を担当いたしました宇宙開発事業団を初めといた
します関係機関の総力を挙げまして鋭意原因の究
明作業中でございますけれども、まだその結論を
得るに至っていない状況でございます。

また、宇宙開発委員会、これは御案内のように
宇宙開発計画をいろいろ検討される立場でござい
ますが、この中で放送衛星対策特別委員会という
のが特に設けられておりますが、こちらの方でも
この具体的な原因究明、あるいは今後の対策につ
いての審議が進められているところでござい
ますが、先ほど申しましたように、原因そのものに
ついてまだ最終的な究明が得られていないという状
況でございます。

したがって、先生御質問の回復の見通しそ
のものにつきましては、現在の段階では何とも申
し上げられない状況でございます。

○山本昭範君 この問題はいろいろ問題がある
ようでありまして、三月二十三日に一系統が故障
した時点で、たまたま昭和五十九年度のNHK予
算が国会で審議中であつたわけでありまして、し
かも四月から放送受信料が値上げされるというこ
ともになっておつたわけでありまして、予算が
上からまは故障を発生しなかつたのではない
か、勘ぐっているかどうか分かりませんが、そう
いうふうな批判もあるわけでありまして、この点
はどうなんですか。

○政府委員(鴨光一郎君) この問題につきま
しての発表の経緯でございますが、開発を担当して
おります宇宙開発事業団の方におきまして、現象と
してA系統の中継器がおかしいということに気が
つきましたのが三月二十三日でございます。

私どもも、これは後から宇宙開発事業団からの
説明として聞いたわけでございますけれども、そ
の段階では、これは技術的な問題でございませ
けれども、太陽電池を利用いたしておりますが、ち
ょうどそれが陰になるためにきかなくなる時間と
いうものがございまして、春分、秋分の二回の時
期に起こってくるわけでございますが、その時に
申ししております現象によるものではないかとい
ふようなことが宇宙開発事業団内部の問題として
検討の対象になっていた。本当の故障なのかどう
かという点に關して、そういった状況の中で蝕の
原因によるものかあるいは物理的な事故なのかと
いうことをいろいろ検討されたようでございます。

その結果、宇宙開発事業団自身におきま
して、四月四日に至りまして、やはりこれは蝕で
なく物理的な故障の可能性があると判断を
されて、四月五日に私どもその旨の報告を受けた
というのが経緯でございます。

○国務大臣(奥田三三三) 先生にぜひこのこと
だけははっきりいたしておきたいわけございま
すが、過日も、三月二十三日に異常な事故発生
の報告があつたにもかかわらず、NHK予算審議の過
程であつたということでそれをひた隠しにして
おつたのじゃないかという御指摘もいただきまし

た。しかし、このことだけははっきりいたしてお
きたいのは、私もこれは政治家としての名譽にも
かわりますし、担当大臣としてのみならず、大
変な事態の問題でございますから、厳重に事実を
調査いたしました。

私のところへ報告のあつたのは、これは克明に
覚えておるわけですが、四月五日の夕刻でござ
いました。そして、郵政省に事業団から報告があ
つたのはやっぱり四月五日のお昼と聞いておりま
す。NHKの方にもこれを厳しく聞いたございま
したけれども、NHKの方にも四月五日に報告があ
つたようでございます。したがって、三月二十三
日段階における三つの系統のうちの一つの中継器
の異常という形は、これは全く技術屋さんの間で
まだいろいろな検討段階で、どうもおかしいな
というふうな状況の中で、決してNHK値上げの審
議中であつたがゆゑに委員会審議、国民を代表さ
れる皆さん方の審議の前に事実を隠しておつた
というふうなことは全くこれはなかつたのだとい
うことを御理解賜りたいと思ひます。

○山本昭範君 この問題は、非常に国民の期待も
大きいわけですから、今後の問題としても大事に
取り扱っていただきたいと思ひます。

放送衛星の打ち上げによりまして、約四十二万
世帯と言われるNHKのテレビの難視聴世帯を解
消し、また小笠原や大東島の住民にも直接空から
電波を送って日本国民全員にあまねく映像文化を
享受させるために計画された、そういうようなこ
とが言われているわけでありまして、そういうふう
な意味で非常に大事な計画であります。

しかし、これは六年前に実験用の放送衛星「ゆ
り」を打ち上げて、これもやっぱり三系統の中継
器が大体二年二月月々で全部故障してしまつ
て使えなくなつたという経過があるわけであ
る。ういふような点から考えてみますと、今回の故障
箇所と前回のいづゆる実験用の放送衛星の故障箇
所が同じかどうかというようなことは私も技術
的な問題でありますからわかりませんが、前回の
故障箇所が具体的に解明されているかどうか。

そして、それに基づいて前回の故障箇所の解明によつて今回もどういふようなところが故障しているというところを解明できるのかどうか。あるいはまた、実用化について時期尚早ではなかったかというような批判もあるわけでありますが、そういう点も含めましてどういふふうにお考えか、これも伺ひたいと思ひます。

○政府委員(鴨光一郎君) 五十三年に打ち上げられましたBS、実験用の放送衛星の中継器の故障につきましては、先生からたゞいまお話がございましたような経過でございますけれども、この中継器の故障原因につきましては、いささか専門的でございますけれども、高圧電源部の絶縁劣化という形での原因が明らかになっております。それで、今回のBS二シリーズ二aにつきましては、この絶縁材の改善等の対策を講じた上で打ち上げを行ったということでございます。

今回のBS二aの故障の関係でございますけれども、故障の原因につきましては、現在、先ほど申しましたように、宇宙開発事業団等関係機関で究明中でございますが、現在あらわれております現象自体を見る限りにおきまして、これは宇宙開発事業団からの報告でございますけれども、六年前打ち上げましたBSで生じた故障とは現象が異なっている、つまり絶縁材の改善等が行われたために前回の事故原因とは別な形の原因によるものであらうというふうに考えられてゐるわけでございます。

それから、この打ち上げが時期尚早ではないかという点でございますけれども、宇宙開発という新しい分野の問題ではございますけれども、BSという実験段階も経まして、そしてまた宇宙開発委員会における計画の策定というふうな過程で、郵政省も含めまして関係機関の総力を挙げて計画し、そしてまたその計画に際しまして、可能な限りの全力を挙げての計画を練つたという中で今回の打ち上げでございます。その中で、今申し上げておりますような、三本の中継器の中の二本が異常になつてゐるということにつきまして

は、私も大変遺憾な状態であると考へてゐるところでございますけれども、ただいま申しましたように、現在の日本の総力を挙げて最大限の配慮をして打ち上げたものであるというふうに確信いたしてゐるところでございます。

○釜山昭範君 私の手元に来ております郵政省の五月十五日の「(BS一a)について」の三項目に、「速やかな原因の究明及び機能の回復等については、目下、関係機関において、最大限の努力を傾注してゐるところであるが、BS二b及びBS一3の計画実施についても万全を期することとし」と、こういうふうになっておりますが、これは実際問題としてBS二bの打ち上げというのはことしの八月と聞いておりましたんですが、これは故障原因が解明されないうちはbの方は打ち上げないのかどうか、あるいはそこら辺の打ち上げ計画は今どういふふうになつてゐるのかというのが一つ。

それから、このBS二bの方が打ち上げられないうちに、仮に今使用している一系統が故障するやうなことがあつた場合ということを考えているのかどうか、そういう点についてはどうですか。

○政府委員(鴨光一郎君) BS二bと申しますものは、BS二aの予備機ということで打ち上げますが、予備機とは申しまして当然同じ性能、機能を保持したものであるわけでございまして、打ち上げの計画時期は先生御指摘のこととしてございまして、来年の夏季ということをご予定いたしております。

ただ、このBS二bとの関係でございますが、私も今回発生いたしました二aの方の異常原因の究明にたゞいま全力を挙げてゐるところでございます。これをできるだけ二bの方に反映させまして、当然のことながら同じ異常が生ずることがないような措置を講じていこうというふうに考へてゐるわけでございますが、いずれにしましても、原因そのものがまだつかめておりませんので、現在この究明に關係機関挙げて取り組んでい

るところでございます。

それから現在BS二aではB系統の中継器一本が動いてゐるということで、これまた先生からお話ございましたように、放送試験衛星という形で運用いたしてゐるわけでございますけれども、このB系統の中継器につきましては現在順調に作動いたしてございまして、異常の兆候は見られないという状況でございます。したがつて、私もB系統の運用につきまして関係者の間で万全を期していく、そういう心組んで取り組んでゐるところでございます。

○釜山昭範君 これは実際問題として、時間がなくなつてまいりましたので、余り詳しくできませんが、新聞報道によりますと、小笠原の問題がやぶり大きく取り上げられております。それで、この放送衛星が使用を開始されることによりまして、現地のいゝゆるCATV局の廃止とか、そういう運用の問題等と絡みましてこの問題が大きいクローズアップされてゐるわけでありまして、そこら辺のところの運用のいゝゆる現地の状況とか、そういう問題については郵政省としてはどういふふうにお考えになつていらつしやるのか、またそこら辺の調査をしていらつしやるのかどうか等を含めましてどうお考えか、これも聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(鴨光一郎君) ただいま御質問のございました南大東島におけるCATVの運用でございますが、これは事業者、たしか組合を結成した形で運用されてゐたと承知いたしておりますけれども、したがつてCATV事業者としての自主的な判断にまつというものが基本的なところでございまして、私もたゞいまは大きな関心を払つてゐるところでございますが、事実上の問題といたしましては、五月の十二日以降、放送衛星が運用に入るといふ日からCATVといたしましての運用を取りやめるといふふうになってゐるところでございます。

はせつかく張られた貴重なメディアであるということ、町の方での運用を期待するというところで話し合ひがされてゐるというふうに承知いたしておりますが、まだその方の結論が得られたところまでは承知いたしておりません。

○釜山昭範君 次に、もう一点だけ伺ひて終りたいんですが、放送衛星の保険の問題です。これが新聞でも相当、放送衛星について、打ち上げについては打ち上げ保険というものが掛けられていたから、打ち上げは成功したのだからそれは問題がなかったのだけれども、新聞の報道によりますと、いゝゆる寿命保険とか、それ以後のいゝゆるな保険が掛けられていなかった。それで、国とNHKの詰めの甘さとかいふことで随分新聞でも書いておりますが、特に今回の放送衛星、これは相当大変な金額で、私が聞いておるところによりますと、六十億、NHKが六割、国が四割の割合で負担をしてゐると聞いているわけでありまして、そういうふうな点から考へまして、この保険の問題、これはどういふふうになつてゐるのか、そういう点もあわせて伺ひておきたいと思ひます。

○政府委員(鴨光一郎君) ただいまの御質問にお答えいたします前に、先ほど私CATVの關係で南大東島と申し上げました。大変恐縮いたしました。これは小笠原島のことでございます。訂正させていただきますと思ひます。

それで、保険の關係でございますが、これは打ち上げ保険とそれから寿命保険という二つに大きく分けられるかと思ひます。

打ち上げ保険の方でございますが、BS二aにつきましては、ロケットに点火した時点から九十日あるいは衛星を宇宙開発事業団が通信・放送衛星機構に引き渡す日、九十日目か、その引き渡す日か、いずれか早い日までの期間において成功条件を満足しない場合に保険金が支払われる、そういう内容の打ち上げ保険が掛けられております。保険金額は、BS二aということでございます。

ので、先ほど先生御指摘の六百十億の六対四の割合という数字の中からBS二aの保険金額といたしまして約六十億円というものが対象になっておりまして、これにつきましては、保険料といたしまして、宇宙開発事業団とNHK合弁せまして約十八億円の保険料が支払われていたわけでございます。

この打ち上げの成功条件と申しますのは、三本積んでございまして中継器のうちの二本が有効なことというようになっております。したがって、ちょうど九十日目であり、また引き渡しの日まででございまして四月二十一日の段階では一つの中継器だけの異常ということでございましたので、保険金の支払い対象とはならなかったわけでございます。

それから寿命保険につきましては、引き渡しを受けた後、運用中の衛星に支障が生じた場合の損害を担保するというものでございまして、これももちろん貴重な放送媒体でございまして、私どももそう考えておりましたし、また当事者としていたしましてのNHKもそういうつもりで保険契約に関する折衝を鋭意行っていたわけでございます。

ただ、あくまでも保険契約ということでございまして、NHKが保険会社との間でその条件について詰めを行っていたわけでございますけれども、その詰めの中で、一つは、引き渡しのときで起こりましたA系統の異常ということと、いわゆる保険料の再調整ということが問題になったというところでございまして、そしてその再調整のための時間がかかっている間にさらにR系統に異常が生じたということが重なりまして、いまだに契約が結ばないという状態で今日まで経過をしているというのが実態でございます。

○釜山昭範君 こういう問題は、保険の問題も要するに打ち上げるまでにやっぱ全部詰めてきちっとしておいてもらいたいなという感じがするわけですね。事故が起きてから詰めるというのは、いろんな問題も出てまいりますし、それはいかぬと思います。実際問題として、いずれにしても、こ

れはほんのわずかなところでその効力があるのかどうかというところにもなりますし、この問題はがっかり詰めていただきたいと私は思っております。最後に、大臣、時間参りましたので、いずれにしても、この放送衛星の国産化率というのはまだまだ低いわけでありまして、大変多額の費用をかけて運用しているわけでありまして、なかなか完全な形で運用するというのも難しい状態にあるわけでありまして、しかし、一方ではやはり難視聴地域の早期解消という問題、国民の皆さんにあまねく放送文化を享受させなければならぬといういわゆる公共放送事業体としてのNHKの使命、そういう問題があります中で、近い将来にはまたゆり三号の打ち上げということもあるようでありまして、今回の放送衛星の故障といういわば貴重な教訓を踏まえて、今後の放送衛星のあり方について郵政大臣としての基本的な考え方を伺いして、私の質問は終わりたいと思っております。

○国務大臣(奥田敬和君) まことに残念でございます。世界初の期待を担った実用放送衛星でございましたけれども、結果においては三系統のうち二系統がダウンする、しかし一系統は正常に今のところ動き、そういった離島の難視聴地域の方々にも非常に鮮明で良質な音声の画像を届けておることができておるわけでございます。しかし、当初の目的が完全にできなかったという形は大変遺憾でございます。しかも、その結果が、今御指摘いただきましたように、NHKといえども、事業団のそういった衛星経費といえどもみんな国民の血税でございまして、結果的にはこういって大きな犠牲が国民のツケに回るといことになるという、そういった厳しい認識をさらに新たにいたしました。そして、今後のBS二b、ゆり二号のb、そしてまた新しいBS三計画に至りましては拙速というよりな形で絶対行わないで、今日の事故の原因究明を徹底的にいたしますことによつて、何とか今後の宇宙開発計画というものを安全な信頼のおける形で進めてまいりたいと思っております。

とりわけ残念なことに、BS二、ゆり二号のこの星の実態が事故の結果明らかになったことでございまして、心臓部に当たるようなところが全部アメリカのGE製であるとか、あるいはフランスのトムソン社製であるとか、衛星の国産化率はこの実用放送衛星に関する限りにおいてはまだ三〇%程度という技術水準であるということも大変残念でございます。

○政府委員(奥田三三君) 簡易保険の昭和五十八年度末における保有契約件数は約五千三百四十七万件、保有保険金額は七十兆六千億となっております。

五年前の昭和五十四年度は、件数が五千二百六十五万件、保険金額が四十六兆五千三百億円でございまして、この四年間に件数では約一・六%、

の星の実態が事故の結果明らかになったことでございまして、心臓部に当たるようなところが全部アメリカのGE製であるとか、あるいはフランスのトムソン社製であるとか、衛星の国産化率はこの実用放送衛星に関する限りにおいてはまだ三〇%程度という技術水準であるということも大変残念でございます。

○内藤功君 まず、郵便貯金の昭和五十八年度末の現在高、それから簡易保険の同じく五十八年度末の契約件数、保険金高の数字をお示しいただきたいことと、それからその両方について、ここ五年間の増加の大きな推移を御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(澤田茂生君) 初めに、郵便貯金の現在高、またこれらの五年間の推移についてお答えを申し上げます。

昭和五十八年度末の郵便貯金の現在高は八十五兆七十七億円でございまして、また、過去五年間の推移でございますけれども、昭和五十四年度は五十一兆九千八百十八億、昭和五十五年度は六十一兆九千五百三十四億、昭和五十六年度は六十九兆五千六百七十六億、昭和五十七年度は七十八兆一千二百六十六億、昭和五十八年度は八十五兆七十七億というところでございまして。

○政府委員(奥田三三君) 簡易保険の昭和五十八年度末における保有契約件数は約五千三百四十七万件、保有保険金額は七十兆六千億となっております。

保険金額では約五二%の増加となっております。○内藤功君 私、最近、臨調の部会長をやった加藤寛氏はかの著書「郵貯は崩壊する」という本を読んだんですが、その中で、この本の二十一ページのところですが、「郵貯特会のコストであるが、預託利率の決定責任のある大蔵省(理財局)は、定額貯金の預入時期別、適用金利別の残高など承知していない。郵政省が教えてくれないという。」、こう書いてあるんです。これはどういうふうに理解したらよろしいか。

○政府委員(澤田茂生君) どの金融機関にどのような種類の預金があるのか入っているかということとは、ある種の金融機関の秘密ということに当たるのではないかと申すわけでありまして、大量の定額貯金が満期になるかということ、その争奪作戦というものを立ててになって、全店に指令を出してというふうな例も見たわけでありまして、臨調の審議を通じまして、民間金融機関の方々からそういう資料を提出するようにというふうな話もございました。これがないようでは郵便貯金のコストというものであらぬ計算でしかできないはずだというふうなお話があったわけでありまして、では郵便貯金の場合一体どうなっているのかということをお説明申し上げなければならぬわけでありまして。

先生お尋ねの郵便貯金の例えば定額貯金の現在高、これは先ほど申し上げました郵便貯金の中の大体九割近くを占めておりまして、現在八十兆と、この期間別、適用金利別の現在高というものはそれぞれどうなっているかということでございますけれども、実はこういう計算は私どもはとっておりません。

では、どうやって支払い利子、コストというものを計算するのだというところに疑問を持たれるわけでありまして、これは定額貯金の特殊性というもののからくる計算、効率的な、合理的な、私どもはそう思っておりますが、合理的な計算方

では、どうやって支払い利子、コストというものを計算するのだというところに疑問を持たれるわけでありまして、これは定額貯金の特殊性というもののからくる計算、効率的な、合理的な、私どもはそう思っておりますが、合理的な計算方

法というものを長年の経験から生み出してやっているわけでありませう。民間金融機関にはこの定額貯金という種類の貯金はございませんので、こういった計算は恐らくしてないだろうと思うわけでありませう。ですから、民間金融機関がやっているとおりのことをやらないから郵便貯金はコスト計算ができていないだろうというのはちょっとこれは当たらない話ではございません。

では、どうということかと申しますと、定額貯金は預け入れられた月から起算して六カ月経過するごとに利子を計算して元本に加える、こういう仕組みになっております。六カ月ごとの複利元加、こういうことでございます。そういうことでございますので、すべての定額貯金を対象に利子計算をして、その元本自体の合計もするという必要は実はないわけでありまして、定額貯金の証書が今現在二億八千万枚ございます。この証書について、全国の二十八地方貯金局がございまして、それぞれで分けて所管いたしております。そこで利子計算をすべき月の到来したもののだけについて計算しようということでございます。例えば預入月から計算して六カ月目のもの、ちょうど一年目のもの、その前の一年六カ月目のもの、こういうものだけに各月別に支払い利子を積み上げて計算すればいいわけでありませう。これを毎月繰り返していきますと一年間の支払い利子というのが正確に計算ができるわけでありませう。

こういうことで、ある時点における全体の期間別、支払い利子別の現在高というものを計算するという必要はないわけでありませう。しかも、二億八千万枚という大変膨大な枚数を持つておりませう。しかも、一年間にこれがそのままずっととじているわけじゃございませんで、約一億一千万ぐらいのものが出入り入ったというわけでありませう。この計算を、六カ月一遍ずつの計算をやるといふことだけでも大変な手間がかかっております。そういう意味で、今申し上げたような方法でこれを計算しておるといふことでございませう。コスト計算というの、そういう意味で私ども

もは正確に把握いたしておりまして、コストも民間金融機関のいずれに比べても低いコストというところでございまして、事業経営上私どもはそういう点について完全に行われているというふうに理解いたしております。

○内藤功君 それでは問題を変えて、郵便の問題についてお伺いしたいと思います。

五十九年二月、いわゆる五九・二計画が実施されてからこの方、東京の場合に郵便のサービスの低下の声を非常に多く私は聞くのであります。そこで、お伺いしたいんですが、普通郵便一日一度、速達が一日三度ですか、こういう配達体制になって、午後に出した速達が、午後の割と早い時間に出したのが当日配達にならない。それから電報為替の場合に三時間で届くやつが配達の都合で翌日回しになる。それから電報為替を今送ったのだという連絡を受けて待っているけれども届かない。それから普通郵便でも、これまで午前中に事務所なりお店に配達されていたのが夕方遅くにならないと配達されない、私の事務所が私自身が経験していることなんですが、郵便物が遅いという苦情がふえているのが非常に心配されることなんですが、これらの実情をどう認識されているか。特に、四月中に郵政省として実情調査をされたように聞いていますが、その調査結果も含めましてお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(白井太君) お答えを申し上げます。

本年二月にかなり大幅な郵便の輸送システムの改善を行ったことは、ただいま先生御指摘のとおりでございます。ただ、私どもといたしましては、システムを変え直した直後におきましては、システムの改善がかなり大幅だったこともございまして、あるいは作業の不慣れでありませうとか、あるいはたまたま時期が二月であったということとで雪害の影響を受けたというふうなこともございまして、全国的に見ましても一部利用者の皆様方に御迷惑をおかけしたということがあったことは率直に認めざるを得ないわけでございますけれども、その後におきましてはだんだんとシス

テムの方も定着してまいりまして、私どもとしては、全国的に見まして、サービス自体は所期の目的どおり大いに改善されたというふうに理解しております。

先生のお尋ねは東京都内のサービスの状況についてでございますが、私どもとしては必ずしも東京におきまして郵便が二月以降でサービスが低下したという見方はしてないわけでありまして、確かに配達の度数を一度に減らしたというふうなことから、たまたま配達の順路によりましては、それまでは午前中に配達を受けていたのが午後にならぬと配達の順番が回ってこないというふうな地域があるということはもちろんございませうけれども、全体として見ますと、先ほど申し上げましたように、二月の輸送システムの改善というのは郵便のスピードアップを図るということが一つのねらいでもあったわけでありまして、東京においては逆にサービスがダウンしたというふうには私どもは見えていないわけでありませう。

それから具体的に速達についてのお尋ねでございますけれども、速達につきましては、実は当日配達になりますものは、例えば配達を直接受け持っている郵便局に出された場合でありませうとか、あるいは配達をする郵便局と自動車直接つながっているような郵便局に出された場合でありませうとか、あるいは東京中央郵便局の受け持ち区域であるやつを出したものと、そういう特別の地域にあてたものを除きましては午後に出していただいたものはその日のうちに配達をするというのには実は難しいわけで、そのようなダイヤは組んでないわけでございます。したがって、やはりその日のうちに東京都内におきましても速達を届けたいという方につきましては、午前中に出していただくということをお願いしなければならぬわけでありまして、このような事情は何も東京だけに限ったことではございませんで、全国的にそのようなシステムになっておりますものだから、さように御承知をいただきたいと思うわけでございます。

それから電信為替でございますけれども、この電信為替につきましては、御案内のとおり、現在は郵便局すべて貯金のオンラインシステムでつながっております。相手の配達局に送るメッセージはすべてこのオンラインシステムを利用してやっておりますので、これに時間がかかるということとは考えられないわけでありませう。したがって、郵便局で為替貯金の事務を行っております午後四時までにそのメッセージが届いた場合には、私どもとしては必ずその日のうちに電信為替はお届けしなければならぬのでよく注意するようにということをお願いしております。少なくとも形の上では配達局の貯金の仕事をしているところに午後四時までに着いたものにつきましては必ずその日のうちに配達になっているはずだというふうに理解しておるわけでございます。ただ、いかなる場合にも絶対一〇〇%そのようなことになっているのかという点になりますと、場合によると非常に配達郵便物が錯綜したとかというような場合に万が一おくれるということも絶対ないとは私どもとしても言い切れないと思ひますけれども、指導といたしましては絶対そういうことのないように、四時までに着いたものは必ず配達をするようにということを強く言っておるところでありまして、今後ともそうした指導を徹底してまいりたいと思っております。

それからさらに、この四月に実態の調査を行ったはずだという御質問もございました。確かに、私どもは毎年郵便物の流れでありますとか郵便物数というのを正確に把握する必要があります。毎年定例的に五月にはいわゆる物数調査というのを全国の郵便局で実施しております。ただ、本年につきましては、先ほど冒頭に申し上げましたように、二月に郵便の輸送システムを大幅に改正したということがございまして、できるだけ早く改正後の実態をつかみたいというふうな気持ちもありまして、例年より一カ月早めて四月に調査を行ったわけでありませう。しかし、この調査は全

国の郵便局を対象とするという膨大な調査でございまして、現在その調査結果を集計中の段階でありまして、この調査結果の取りまとめにはまだかなりの時間がかかるというふうに申し上げざるを得ないわけでありまして、そうした調査結果がわかりましたら、その結果に基づいて改善と申しますか、調整をしなければならぬ点については調整をいたしますとかいうようなさまざまな手だてを講ずるわけでありまして、なお何カ月かをそれまでに要するということでございます。

○内藤功君　そこで、今問題になったこういう一般の利用者の苦情というのは郵便局へ電話をかけるわけなんです、郵便局では郵便課というところの電話番号を見てそこにかけようとする人が多い。そこで、その郵便課の人が大変困惑する事態が起きますと現場から聞いておるんです。その場合に、集配課に本来これは聞いてもらえばわかるというものが郵便課に来ちゃう。それから、集配課ではどうか。現場の話ですが、そうすると、最近、さっき話に出た団地の奥さんたちが委託配達をやっている。そういう場合に、物は本来の郵便局の局舎から離れているところに行っている。そこで、その掌握が十分できない。こんな混乱が現場で起きているようなんです。本省としては御存じでしょうか。

それから、この苦情に対するこういう処理と対応を迅速、正確にやれる体制をもう少し考える必要があるのではないか。苦情はどの課に電話をしたらいいか。こういうのはどの課に電話したらいいのかというのを電話帳なりあるいは住民にお知らせするとうふうなことはやっぱりやっていただくべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○説明員(白井太君)　ただいま先生お話がございましたように、郵便のサービスにつきましては苦情の取り扱いについては、私どもとしては本当に苦情を申し出られる利用者の方のお立場に立ちまして誠心誠意これに対応をするということではなれないと思っておりますが、その苦情の処

理の仕方についての苦情というのでもないわけではございませんでして、一番よく言われますのが、まさに今、先生が御指摘になりました、いわばたらい回しのような扱いをされたというふうなお話も聞くことがあるわけでございます。

苦情を直接受けるという担当の部署というのを決めておるわけではありませぬものですか、それだけの受け持ちの部署でないとの確なお答えがでないというところで、例えば配達に対する苦情が、郵便局の中で仕事を受け持つおる郵便課の方に電話がかかってきたというふうなときには、配達についての確なお答えは配達を担当しております集配課でないといけないというふうなことで、結局集配課の方に尋ねたいだいたいというふうなことを申し上げているのだと思っております。それはそれでやむを得ないわけではありますけれども、しかし利用者の方のお立場に立ちますと、あちらへかければこちらというふうなことは大変煩瑣でもありますので、私どもの指導といたしましては、苦情を申し出られた方の連絡先などをお尋ねしておいて、それでいただいた方の例であります。改めて今度は集配課の方からその利用者の方にお電話を差し上げて苦情をお伺いするというようなことで気を使えというふうなことをいろいろ言っております。

この苦情の扱いにつきましては、ここ二、三年というよりも何年か前からそういうことについてはいろいろ言っておるところでありますけれども、なお不十分な点がありとすればこれは私どもとしても大いに反省しなければならぬところでございますので、今後ともそうした心のこもった苦情の処理、対応をするように郵便局を指導してまいりたいと考えております。

○内藤功君　同じく郵便につきましてもう一間ですが、東京都の練馬区、板橋区にまたがる旧グラント・ハイツ、米軍の基地跡地ですが、ここに今光が丘団地というのが建設中、一部入居しております。昭和六十七年度には一万二千戸、最終には六万人に上る大住宅団地ができればよろしいと思

す。しかし、ここには郵便局もまだ建設されておられないし、ポストも設置されていない。今二千四百戸が入っているんですが、それでもない。引き合いに出して失礼ですが、電電公社さんの公衆電話は既に十八カ所できて、今後予定二十五カ所と決まっていると言っておる。非常に不便を感じておる。特に、共働きの人が一日じゅう居間留守だ

と、書留が来て、いないのでいわゆる保管通知というのを置いていく。そうすると、練馬局までとりに行かざるならぬが、そこまで行くのに公共交通機関が非常に不便だというふうなこともありま。そのほかいろいろあります。そういうことで団地内にも一つは特定局の開設が必要なんです。この促進方についてどういうふうな今御努力をされておるか。

それから、まとめて聞きますが、私も現地を見てきました。切手、はがきの売りさばき所が全然ないというところも一つの苦情として出ておりますので、この対策をどうしたらいいか。

それからもう一つ、三番目には、普通郵便局、集配局の設置が当然必要であります。この団地の予定地のおおむね真ん中に郵便局の設置の予定地も設けられているんですが、大蔵省との関係で用途変更などの話し合い、折衝は一体どうなっておるか。人口の増加のテンポが非常に早うございまして、六十年じゅうに一万二千人、六十一年四月には二万人という、こういう急テンポでありますので、これはやっぱり都会における新設大団地の対策として特段の御検討を願わなければならぬ問題だろうと思っております。

この地域を開発するにつかましては、東京都の方から郵便局の窓口機関を設置してもらいたいという御要請を大分前に既にいただいております。た

だ、現在の段階では完全にこの入居が終わったというふうな段階でもないようでありまして、また郵便局の窓口の設置につきましても、その設置の仕方いかんによりましては予算上の措置を必要とするというふうなこともあったりいたしまして、現在この団地の開発状況を見ながら窓口の設置についての問題についても検討を進めておる段階でございます。

それから売りさばき所がないのも不便だという御指摘でございますが、切手やはがきの売りさばき所につきましては、これは部外の方にお願ひして、いわば郵政省の方で委託するような形で切手、はがきの売りさばきをしていただいておりますので、そうしたことに適した方から切手の売りさばき等のお申し出があることがまず前提になるわけでありまして、そうしたお申し出があった場合には、場所でありまして、あるいは別の売りさばき所との距離でありますとか、必要な要件をよく調べまして、できるだけ利用者の方の便利なように取り計らいたいと考えております。

また、書留郵便物などについて不在の場合に配達があったときに遠い集配局までとりに行かなければならないとか、あるいはそれとの関係で集配を受け持つ郵便局そのものを近くにしてくるという計画はないのかというふうなお尋ねだったかと思

います。確かに郵便局の場合、書留とかあるいは小包等を配達に参りましたときにそのお宅が御不在である場合には、配達に参りましたというふうなはがきをそこに置きまして郵便局に持ち戻ることになっております。そして、持ち戻った小包、書留等につきましては、利用者の方の御指示によりまして特定の日に改めて配達をし直すとか、あるいは局にとりに来ていただくとかいうようなことをしておるわけでありまして、昨年から

私ももととしては特に利用者の方からの御指定で隣近所の方などを指定していただきますと、その隣のお宅に配達するというようなことも始めておりますので、今の段階ではそうした隣の家に配達するというような制度を御利用いただくということをお願いしたいわけでございます。

それから集配を受け持つ郵便局の設置の計画については、結論的に申し上げまして、現在のところ、この国地の近くにそのような郵便局をつくるという具体的な計画は持ち合わせておりません。やはり集配を受け持つ郵便局を設置することとは経費の点でもかなり大きな負担になることは間違いないわけでございます。その地域全体の発展状況でございますか、あるいは住んでおられる方の人口増加の状況でありますか、さまざまな要因を総合的に勘案いたしまして、他面、先ほど申し上げましたような事業の効率的な運営ということも一方には頭に入れましてつくるつもりがないということを決めていくわけでありまして、今のところこの地域に具体的な計画があるわけではございませんが、今後の発展状況いかによってはいろいろと考えていくこともあり得るということでお答えは勘弁していただきたいというふうに思う次第でございます。

○内藤功君 国地の人口増加の状況はちょっと認識が不十分なように思いますので、これはよく調べていただきたい。急速な人口増加が予想されているということでありまして、ひとつ東京都その他に当たってあなたの方でも独自に調べていただきたいと思うんです。

それ、この国地の大体真ん中の地点に今大蔵省の持っている国有地がありますが、これとの折衝はどんな段階に今なっておりますか。

○説明員(白井太君) ただいまお尋ねの具体的な折衝の模様につきましては、私、現在承知いたしておりません。

○内藤功君 担当者はだれですか。

○説明員(白井太君) 当該地域を受け持つております東京郵政局というのがございますので、そ

らの方でもしそうしたことにやってやっておりますといたしますと、東京郵政局がやっておりますということになるかと思えます。

○内藤功君 では、この点につきましてはまたさらに東京郵政局その他の担当者具体的に詰めることにいたしまして、次に、民間放送局の問題について質問したいと思えます。

これは電波監理局になると思いますが、新規に民間放送局を開設する際に郵政省としては厳しい審査基準を設けていると思いますが、その基準を御説明願いたい。特に、これは郵政省令の放送局の開設の根本的基準というのが出されておりますが、これは現在厳格に守られていると思えますが、この点もあわせて御答弁願いたい。

○政府委員(鴨光一郎君) 御指摘のように、私も放送局と申しますものの社会、公共におきまします重要性にかんがみまして、開設、つまり免許いたしますに当たりましての基準は十分厳重な形でこれを執行しているところでございますが、民間放送局の免許につきましては、基本的に放送の公正かつ能率の普及を図るという観点からいたしまして、地域密着性の確保、それからマスメディアの集中排除、さらにはできる限り多数の方による放送局の開設というふうな考え方でも対処してまいっております。

○内藤功君 そこで、具体的にお尋ねしますが、これは一般論としてですが、ある申請者がテレビ会社の経営者であり、そしてその社長をしており、さらにその人は地方新聞の経営者でもあるような場合です。その人がさらに新規にFM放送局の開設を申請する。こういう場合には、ある一人の人にこういう新聞とテレビとFM放送局、こういうようなものの開設を認可する、こういうことは私はさっきの基準に照らしてできないものだと解釈をするんですが、これは一般論としていかがでございますか。

○政府委員(鴨光一郎君) 一般論といたしまして、私も、いわゆる複数局支配ということ、つまり既設の放送事業者が複数局を支配する、ある

いはテレビ、ラジオ、それから新聞、この三つの事業を支配する、私も三事業支配と言っておりますが、こういった事態が起こらないようにということと特に配慮をしております次第でございます。こうした点からいたしまして、ただいま御質問のございましたFM局の免許ということにつきましては、既にラジオあるいはテレビまたは地方新聞を経営している者にFM局の免許を付与するということとは私も考えておりません。

○内藤功君 これはこのように理解していいですね、一般論として。その人が直接申請はしないが、ダミーといいますか、身がわり、自分が実質的に経営権を持ち株式も相当数持つておる、そういう会社を通じて申請する場合、そういう場合でもやはり実質的に見て同じように考えて、厳格に根本基準に従って審査をする、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(鴨光一郎君) 私も、先ほど申しました複数局支配、あるいは三事業支配というふうなことを申し上げておきますその支配の仕方につきましては、具体的な形といたしまして、その役員の数、あるいは一の社の代表権の有無あるいは常勤の役員であるかどうかといったようなことを具体的な形で見ていくわけでございますけれども、ダミーの申請という点につきましては、これは何をダミーというふうに見るかというのが大変難しい問題であるわけでございますが、私も仮に実際上放送局を開設する気持ちがないのに、他人からの働きかけによって放送局の免許申請を行うというふうな場合があるといたしますと、このようないう申請については厳に自粛してもらいたいというふうに考えて対処してきておるところでございます。

○内藤功君 できましたら大臣にお答えいただきたいんですが、今の問題。私は、この郵政省令、放送局の開設の根本的基準というのは、一人の人間にテレビとか新聞とかFMとかマスメディアが集中するということは、これはある地方の世論をある偏った方向に誘導するということと、

民主主義の問題、大きく言えば憲法の言論、表現の自由の面から厳格に守られなければならない、こういう精神に立つものだと思うわけでありまして。

そこで、大臣にこれは一般論として結構なんです、ある特定地域において一人の人物が地方新聞、テレビ、さらにFM放送の免許をも取得しようとする、特に政治家の力だとか、あるいは不当な手段、工作を用いてそういう権益を得ようとする、これは許されないと、あつてはならぬ、これは郵政行政上の根本の問題だと思えますが、大臣もそのようにお考えになっておられるかどうか、この点をちょっと伺いたいと思えます。

○国務大臣(奥田敬和君) 私も、先生と同じ考えに立っております。とりわけ、三事業独占という形が御指摘にも明らかかなような形に、また放送の免許を与えるようなことはありませぬ。私が在任している限りはないということでございます。

○内藤功君 きょうは一般論の質問にとどめますが、具体的な事例はまた別の機会を得て取り上げたいと思えます。

次に、有線放送の問題であります。有線放送業界の大手である株式会社大阪有線放送社、株式会社ゆりやん及び株式会社日本ゆりやん、この三社はいずれも同系列の会社であると理解しております。以下、まとめて私は大阪有線と略称してお聞きしたいと思うわけですが。

ところで、昨年五月に議員立法で有線ラジオ放送事業法の一部改正が行われまして、全会派一致でこれは可決成立されたわけでありまして。郵政省では、この六月の間に業界に対する指導に力を入れて、昨年の十二月一日から施行されたわけですが、本年に入りまして三月二十八日に、大阪有線の全国の施設に対し三十日ないし四十五日間の業務停止処分を行ったわけでありまして。大阪有線は、現在この郵政省の業務停止処分に対してどういう態度をとっておりますか。行政当局は、この業務停止処分を通知した後でどのような措置をとっておられるか、端的に御報告をお願いいたします。

○政府委員(鴨光一郎君) 昨年、議員立法をしていただきましたが、有線ラジオ放送法の三条の二というものができたこと、そしてまたその後の経緯につきましては、ただいま先生のお話のとおりでございます。

端的にということでございますが、私も法施行前におきまして、法施行までの間約半年間ございまして、この間に関係団体に対しての正常化の手続をとるような指導を繰り返してまいりました。たわけでございますけれども、施行後におきましても秩序維持のための正常化がでないというところで、四月の二日から三十日ないし四十五日間の業務停止命令を発出したところでございます。全国で、事業者といたしましては三事業者で、放送所といたしましては十のものについてでございますけれども、この停止処分につきましては、私も大変残念でございますけれども、この停止命令に従ったという事実がございません。

○内藤功君 もっと端的に言いますと、この大阪有線に關しては、処分が発表された三月下旬から連日、複数の社員とこの大阪有線に雇われていると見られる人物が、郵政省の本省、それから各地の電波監理局の担当課長や担当課員の職場、それから自宅にまで押しかけてきている。嫌がらせ電話をかけてきている。役所にも来て、長時間機の下りに立ってまわりついている。ひどい場合は、ほぼ一日近く仕事にならないという状態もあると私は聞いておるわけですが、こういう事実があるのかどうか。私が直接つかんでる例でも、最近自宅の電話番号を、余りそういう電話が多いものですから、別の番号に取りかえたという管理職の切実な話も聞いておるわけでありまして、大変遺憾な事態だと思えます。こういう事態が起きているのじゃないですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 処分をいたしましたのが四月の二日でございます。この処分の後、四月の四日ごろから、事業者がこの処分に従わずに業務を継続すると同時に、本省を初めといたしまして、先ほど申しました十カ所の対象施設を管理い

たしております十の地方電波監理局に対しまして、先生御指摘のようないわけ抗議行動と言われ形での行動がほぼ連日のように行われているというの事実でございます。

○内藤功君 これは、国会の全会一致で決めた議員立法に基づいて郵政省が業務停止処分をしたということに対して従わないんですから、郵政省に對すると同時に、言葉が大きくなって言えは、国権の最高機関に對しても抵抗しているというふうに行われても仕方がないと思っております。それで、どうしてこういう傍若無人の態度をとると思われませんか。普通ではこれはやらないこととあります。私がここで思い当たるのは、ここに幾つかの大阪有線に關する文書を持ってきたので、後でござんたいだいて結構です。

一つは、業務停止を受けた後、社長である宇野氏が放送所長を集めて話した訓辭というが、話の概略のメモを私はここに持っているんです。ここでどういふふうに行っているかといふと、「議員立法作った議員さんよくわからない。商売の自由は憲法で保証されている。社会福祉に反するもの以外、又業務停止処分を出るのには許可制のもの、許可事業以外のものは営業停止はない。そんなもの前例がない。」それから「監督官庁の郵政省は電柱と道路の間に押して仲介の役割を果たさなければいけないのに道路に押し切られてしまった。」私はよくわかりませんが、思うに、電柱というのは電力会社のことじゃないか、道路というのは建設省のことじゃないか、私はそう判断したんですが、要するに、郵政省は電力会社と建設省の間に立って、それから大阪有線の間に立って仲介するべきところ、こういう認識のもとに押し切られちゃったと、こういうことを言っております。

役所に対する相当なこれは中傷ではないかと私は思っています。こういうようなのがこの背景にあると思えます。それからそのほかに、東京都内、神田放送所発行のお客様への「お知らせ」という文書がここにあります。関東地方にばらまかれております

が、これには、顧客の利益のためにかかる横暴役所と闘う姿勢で臨むとか、紛争双方の事情を詳しく知りたい方は、関係当局の電話、担当者名を書きますから、ここに電話をしてくださいというところで、課長クラスの方、補佐の方の名前と電話番号まで書いてあります。こういうようなことが出ております。

その他、いろんな資料がありますが、時間の関係で一々読み上げることは省略いたしますけれども、こういうような、大阪有線はみずからの違法行為を反省するというのならともかく、そうじゃなく、行政処分を行う監督官庁、それから各会派一致でやった国会の議員立法のあり方、こういうものに攻撃をかけてくるという姿勢は、ちょっと私は前例がないのじゃないかと思っております。こういう姿勢をとらせるのは、郵政当局の姿勢にも毅然たるものが一つ欠けているのではないかととも思われるわけなんです。現に、ほかの中小の同業者の方は誠実に行政指導や規則に従っているわけですから、ここは一番の大手だそうですが、この大手がこういうことをやってみたり通ると、ほかの業者に対しても不公平感が起きてくると思えます。私は、これは告発を含む厳しい態度で臨むということがこの際大事なんじゃないかと思えます。この点につきまして、郵政省当局、さらに大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○政府委員(鴨光一郎君) 私どももいたしまして、今回の停止命令に相手側が従っていないというところにつきましては、行政あるいは立法に対する大変な大きな問題であるというふうに考えております。したがって、基本的にこの問題を今のような状態のままに放置するつもりはございません。

先ほどのお話にございました電力、建設の問題でございますが、実は私も、先ほど申しました正常化の指導につきましては、関係機関といたしましては建設省、それから電柱に關しましては電力のほかに電話のための電柱もございまして、したがって、電電公社、そして電力関係の電気事

業連合会、それに私どもを含めまして四者が協力して正常化の指導をしていこうというふうなことをこれまで申し合わせ、またいろいろな形で意思疎通を図りながらやってきているところでございます。したがって、我々が建設省等に押し切られてと言われているようなことは決してございせん。

逆に、私もといたしましては、議員立法をしていただきました有線ラジオ放送法の厳正な適用をしよう。この具体的な中身は、先生御案内だと思えますけれども、第三条の二という形で追加されましたもので、その中身は、「有線ラジオ放送の業務を行う者は、その設置に關し必要とされる道路法の許可その他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電氣通信設備」、それが一つ、それからまた「所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電氣通信設備」によって有線ラジオ放送をしてはならない」という規定があるわけでございます。これは改正条項でございます。その違反につきましては、同じく同法の第八条で運用制限がかけられ、業務の停止が命じられるようになっていこうとございまして、したがって、私どもは、行政機関といたしましてこの法律の厳正な適用をしていこうということで対処いたしているわけでございます。

今回の行政処分を背景といたしました状況の中で、マスコミ等でも報道された状況にございまして、けれども、電柱関係につきましては一部ではございまして、正常化しようという方向あるいは手続がとられているというふうな状況もあるわけでございますが、全面的な正常化の姿勢が見られないというところでございまして、

それからまた、先ほど御指摘のような行政処分無視の行為があったというところで、私もといたしましてはこれは見過ごすことのできない状況だと考えているわけでございます。したがって、告発というふうなことも、これもまた法律の規定に罰則があることも事実でございますけれども、先ほど

申し上げましたような行政処分、これは従っていないという状況にはございますが、若干の相手側の動きも出てきていることから、そうした正常化への取り組みが進むかどうか、いましばらく見守ってみたいというふうに考えておりますが、何にしましても、事態の進展によりましてはさらに厳正な処置をとりたいというふうに考えているところでございます。

○国務大臣(奥田敬和君) この問題は、明らかに法に対する挑戦と受けとめております。随分いろいろな嫌がらせの事例もありません。聞いてもありませんし、実は私も経験いたしております。しかし、まず第一弾として先ほど行政処分、停止命令を決定したわけでございます。

その後、改善の歩み寄りが全然ないかというところ、私のところにもいろいろそういった動きがございましたけれども、毅然とした対応で臨んでおられるということもございまして、歩み寄りに関しては、電柱使用に関しては相当過去にさかのぼって、金額も相当な巨額に上ります。細かい数字は別として、電柱使用料だけでも五億円、六億円というくらいに相当な巨額に上ります。道路占用も含めると、経営に直接、これがもうだめになつてしまふということか別として、相当な形の経費の負担も当然出てくるわけでございます。したがって、今のところ、全然歩み寄りが無いという形であった場合には直ちに厳正な処置を決定するところでございますけれども、目下交渉して一部にはそういった形で歩み寄りも出てきておる。したがって、その経緯を、決してこれは時間をかけるという状態ではなくて、ある程度法秩序に従うという誠意のほどを、このところちょっと時間をかしていただきたいということでございます。もちろん、この問題にも応ずる誠意がなければ、私としては厳正な告発を含めての措置をとっていくということとは当然でございます。

○内藤功君 次に、いわゆるパーソナル無線の問題について伺いたします。私の理解するところでは、パーソナル無線とい

うのは、これまでの不法な無免許の市民ラジオによるテレビの受信妨害や電波の奪い合いをなくし、不法な市民ラジオを一掃するため郵政省が、昨年の十二月から使用を認めた簡易無線である、こういうふう聞いておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。

○政府委員(鴨光一郎君) パーソナル無線の制度でございますが、御指摘のように、昭和五十七年、一昨年の十二月に関係省令を改正して導入したものでございまして、現在モーターリゼーションという状況が社会に出てきております。そういった中で、だれでもが簡単に車に搭載したりあるいは携帯して使用することができるよう無線機とあるいは、こうした要望にこたえるという側面、そしてまた、ただいま御指摘のございました、社会問題化しております不法市民ラジオの撲滅といった観点から、無線従事者の資格なしに、そしてまた簡易な免許手続で使用する事ができるものとしての制度として導入をしたものでございます。

○内藤功君 パーソナル無線の愛好者が幅広くふえつつあると聞いておりますが、現在正式に開局が届けられているのは、全国及び東京でそれぞれ何万局ぐらいありますか。

○政府委員(鴨光一郎君) 五十七年の十二月に制度を開始したわけでございますが、ことしの五月末現在で全国の局数が六十三万一千局、東京都につきましては二万六千八百局余でございます。

○内藤功君 このパーソナル無線というのはアマチュア無線と違って資格試験がない、この機械を買った人は購入後、管轄の電波監理局に届け出をすればいいということになっているので今お話しのような六十万を超える件数になっておる、今後必要が高まると予想されるのであります。

そこで、私は将来に向けての対応に関連してお尋ねしたいんですが、いろいろ報道を読みますと、パーソナル無線は出力が弱いので、これを自分勝手に増幅器などを接続して出力アップを行っ

て電波を遠くへ飛ばす、そのため電波妨害、混信が起きて、場合によっては他の業務用緊急通信にも重大な支障を来すおそれがある、こういう場合も考えられると思うんです。規格外の増幅器を勝手に設置するのはこれは電波法に触れると思うんですが、悪質な事例、端的なものでいいですが、非常にわかりやすいものでいいですが、どんなものがありますか。

○政府委員(鴨光一郎君) パーソナル無線は、お話のように電力を制限しているわけでございまして、その中で規格外の空中線を使用する、あるいは増幅器を接続するというふうなことで予定されているものよりも強い電波が発射されるという事例がございまして、具体的なことで申し上げますと、気象庁の筑波の高層気象台のラジオゾンデの電波に妨害があったというものが、ことしの三月に同気象台からの申告で見つかったケースがございました。

○内藤功君 そのような今まで電波監理局として発見した違反件数、これはどのくらいあるか、それからその中で特に悪質なものとして告発した件数がどのくらいあるか、その件数をお聞かせください。

○政府委員(鴨光一郎君) パーソナル無線関係の違反と思われるもので外部からの申告を受けましたものが、五十九年の三月末日までの間、これは制度が導入されてからでございますが、ことしの三月末日までの間で全国で七十二件でございます。告発といいますが、このうち特に悪質なものの一件でございますが、これが先ほど申し上げました気象庁の筑波高層気象台のラジオゾンデに妨害を与えたもので、これは告発を検討中でございます。

なお、そのほか、捜査機関で摘発したものが二件あるというふうに承知いたしております。

○内藤功君 こういうことの起る背景としましては、電波やラジオ、テレビの専門誌などに部品を紹介する広告が非常に大きく載る、それから簡単に手に入るという点が背景としてはあると思

ます。

私は、そう言うけれども、電波が国民のものである以上、国民だれもが簡単に操作でき、開局できるといふ簡易無線は、元来それ自体は決して不法とか違法とか言えない、歓迎すべきものだとか考える立場なんです。しかし、国民の安全や生命を守るために最優先で使われるべき電波が一部のこういう不心得な人によって妨害されるとこれは大変な事態が起こる、したがって悪質な者には厳しい姿勢で臨む、これも当然だと思います。

また、もうけ主義の一部の業者へのPRの自粛も郵政省としては求めている、こう聞いておりますが、どんな指導を行っているか、こういう点について伺いたいと思います。

○政府委員(鴨光一郎君) 私ども、電波が国民各層各界でできるだけ利用をされるということが、ニューメディア時代と言われる特に最近の社会では重要なことだと思つておられるところでございまして、そういう意味で電波監理行政に携わっているわけでございまして、当然のことながら不心得な者ににつきましては、当然のことながらそういった正常なあるいは効率的な有効な電波の利用という観点からこれを断固抑制するということが必要であるというふうに考えております。

先ほど申しました増幅器をつけるとか、特殊なアンテナを使用するということにつきましては、電波法に違反する不法無線局ということで捜査機関に告発するというような措置をとってきているわけでございます。

お話にございましたような違法無線機器を製造あるいは販売する者につきましては、去る三月の二十九日でございますけれども、専門雑誌がいろいろございまして、その専門雑誌に違法なパーソナル無線用の電力増幅器等の広告が掲載されたという雑誌出版三社に対して、法令違反となるような機器の広告掲載をすることがないよう警告文書を発送したところでございます。対象は、先ほど申しましたように、メーカー九社、そ

れから雑誌出版社三社でございます。

○内藤功君 私の問題にするのは、暴力団の介入があらわれているということなんです。次に申し上げたいのは、パーソナル無線愛好家を暴力団がねらって、愛好者のクラブの組織化を図って、そこに入会して、入会金の支払いを強要するという事態が生じると起きているようにあります。各地の電波監理局にもこういうことが持ち込まれているのだと思います。これについてはどういう対応を今されているかということ。

もう一つ、これに関連して、ある専門誌、これはラジオライフという雑誌ですが、これに千葉県のある人からの投稿が載っております。これは五月号です。具体的に書いてありますが、やぐさ風の人に〇〇会に入会しないかと町で言われて、断ったら、アンテナを半分に折られてしまったというふうなことから、具体的な例がずっと出ております。このような話は、日本全国のあちこちから暴力団がこの問題に介入して策動しているというところを示しているのじゃないかと思っております。で、事が大きくなると間に郵政省のこの面での厳重な監視体制、フォローというのが非常に必要じゃないかと思っております。この点の御見解を伺っておきたい。

○政府委員(鴨光二郎君) 私どもも、そうした暴力団がそのような行動に一部ではございますけれども出てくるというふうな苦情を承知しております。こうした一部のいわゆる心ない利用者によって交信中にクラブへの加入を強要されるというふうなことににつきましては、一つは、申請者に免許状をお送りするときにこうした加入に同意しないようにしていただく、免許を受けられる方がこうしたことに全く関心を持っておられないで、いきなり今お話がございましたようなおどしめなことを言われまして、気が動転してつい加入してしまうというふうなことがあり得るわけでございます。で、そうしたことがないように加入を拒否するといふふうなことを、つまり免許とこうしたクラブへの加入といったことは全く無関係であるということ

となどの注意喚起のパンフレットを同封していただいております。

そうはいいたしても、嫌がらせあるいは暴言あるいは入会強要というふうなことがあり得るわけでございます。そうしたケースにつきましては、最寄りの地方電波監理局に連絡し、また具体的な被害を受けたときには警察に届け出るように指導いたしているところでございます。もちろん、電波監理局自体といたしまして、電波監視を強化いたしまして事実の把握に努めるという努力もいたしているわけでございますが、その中で先ほど申しましたような加入強要とか脅迫といった通信を行っている者が、これは電波のことでございますので、いつどこでどういうふうに行われるかというものの把握ということがなかなか難しいという側面はございますけれども、私も可能な限りでの電波監視を強化していくつもりでございます。そうした中で今申しましたような不心得な者が把握できました場合には、電波法違反ということで所要の措置を講じるつもりでございます。

○内藤功君 郵務局にもう一問だけ聞きたいんですが、質問通告してあった問題ですが、四月十九日に衆議院の方の通信委員会でも私どもの方の佐藤議員が、東京の京橋郵便局管内で一日二度配達地域があるが、土曜日も含めて午後にはしか配達にならない、あの辺は商社、商店の多いところから午後二度という配達では土曜日の午後不在のところが多い、非常に仕事や商売に差し支えるという例を挙げまして質問し、郵務局長が実情を調べて改善していきなさいという御答弁をなさったわけですが、その調査の結果対応された措置、あれから二カ月たっておりますが、どうなっているか御報告いただきたいと思います。

○説明員(白井太君) お答え申し上げます。ただいま先生がお話しになりましたように、四月十九日の日に衆議院の通信委員会の方でそうした御質問があり、郵務局長の方からおおむね先生がおっしゃいましたような御答弁を申し上げたというところは事実でございます。

その後、京橋の郵便局に私も実情を聞いたわけですが、当該局の説明によりますと、やはり一部の地域で御指摘のように一回目の配達に午後になるというふうな地域が確かにあるというわけでございます。私どもは、この配達回数につきましては臨調の答申の線に沿って一度化を進めておるところであります。非常に郵便物の通数が多い商業地域など一部の地域におきましてはなお二度配達を確保するという措置をとっておりますところでありまして、御質問の京橋郵便局の受け持ち区域の一部の地域もそのような地域に該当しているわけでございます。

それで、当該局の説明によりますと、この地域につきましましては、現在取り集めの作業などについて見直しを郵便局の方でも考えているようでありまして、その見直しとあわせて、この二度配達の地域につきましましては、特に最初の一度目の配達時刻につきましてもその際あわせて調整を行いたいというふうな考えをしております。で、それまでも若干時間をかしてはほしいというふうなことでもございましたので、できれば二度配達をする地域については午前一回、午後一回というふうな形が望ましいので、できるだけ早くそのような方向で調整を行うようにということを指示したところでございます。

○委員長(高平公友君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時二十分まで休憩

午後一時二十一分開会
○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会再開いたします。

休憩前に引き続き、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○梶谷道一君 郵政三事業のうち、まず郵便事業の問題について御質問したいと思います。

が、資本収入のうち五十九年度の借り入れ予定額は千五百七十九億円、このうちいわゆる赤字に対する借入金金が三百八億円、一方、借入金償還金九百二十二億円余のうち五十九年度分の建設財源償還金が百五十三億円、したがって三百八億円から百五十三億円を差し引きますと、五十九年度は単年度百五十五億円の赤字になります。また、視点を変えて、収益、業務収入の二兆三千四百十四億から業務費、予備費、減価償却費等の費用二兆三千五百六十九億円を差し引くと百五十五億円になります。したがって、五十九年度の郵便事業については単年度百五十五億円の赤字、五十九年度末の推定累積赤字額は四百四十八億円に上る、こう理解いたしますが、間違いございませんか。

○政府委員(高橋幸男君) ただいま御指摘のございました郵便事業の損益でございますが、予算どおりに執行されるということにいたしまして、損益ベースに置き直した場合、先生のおっしゃる通り、単年度で百五十五億、五十九年度の年度末におきまして四百四十八億の赤字ということ、御指摘のとおりでございます。

○梶谷道一君 昭和五十五年の十二月に郵便法の改正が成立いたしました以来、五十五年度に二千四百九十四億円ございました累積欠損金は五十六年度千七百七十四億円の黒、五十七年度七百八十一億円の黒、五十八年度は二百四十六億円の黒字を計上いたしました。累積欠損金は二百九十三億円に減少いたしました。累積欠損金は年を追って減少いたしております。そして、五十九年度は予算どおり執行されるとすれば逆に赤字に転じて四百四十八億円の累積欠損金が見込まれる、こういう経理の状態であると思えます。したがって、このままでは今後累積赤字が累増すること懸念されるわけでございます。しかし、こういった収支決算の状況というものが、郵政事業特別会計の貸借対照表を見る限り、明確に読み取れないと思うわけでございます。それはいかなる理由によるものか、御説明を願いたい。

○政府委員(高橋幸男君) 先生御承知のとおり、

○柄谷道一 官業といえども、これは企業でございいます。したがって、今、大臣が述べられましたその期待が実現することを期待するものではございいますが、郵便事業というのは本来労働集約的体質を持っているわけでございます。事実、諸表を分析いたしましたとしても、総経費の約九〇％は人件費が占めていると理解いたしております。その人

件費は政府が仲裁裁定、人事院勧告等を忠実に完全実施すれば、これは上昇していくことは避けられないわけですが、これはまた当然のことでもあります。

一方、需要の伸びが鈍化したしまして、これが恒常化するということになりまして、労働集約的体質と需要の伸びというこの相関関係で、よほどの合理化を推進しない限り、繰り返し料金値上げを行わざるを得ないというおそれがあるわけでございます。そして、料金を上げればなお郵便離れを促進するという悪循環すら招きかねないというこの体質については、大臣も十分理解されているところであろうと思います。

今、大臣は、合理化とアイデアを生かした事業活動によって料金値上げは当分考えていない、こうおっしゃったわけですが、そのように再確認して結構でございますか。

○国務大臣(奥田敬和君) そのとおりにお考えいただいて結構でございます。

給与は確かに、先生の御指摘のとおり、上がっていくことは間違いありませんし、またそれを手をこまねいておいて、郵便は伸びないわ、小包は伸びないわという形になっていけば、人力依存度の多い事業でございますから、また値上げが何年か越しに繰り返されるといふ悪い循環パターンを繰り返すわけでございますが、人力依存のそういう面の実態を把握しながらも、やっぱりいろいろな面でシステムの合理化も図ってまいらなければならぬわけでございますので、できるだけ値上げ時期の幅を先送り先送りして延ばしていつて、この体質から脱却するように努力いたしたいと思っております。

○梶谷道一君 大臣は私の質問する前に小包のことにも触れられましたけれども、民間宅急便、これは昭和五十三年には約二千万個程度でございましたが、これが自後急速な伸びを示しまして、五十七年度には一億七千万個に達しております。これもこのような宅急便の急増と反比例いたしまして、内国小包郵便物は普通、速達、書留を

合わせて五十四年から急速に減少の傾向を示しております。すなわち、昭和五十四年度で約二億個近かったものが五十七年には一億三千九百万個、約三割の減を示しているわけでございます。また、信書につきましても、例えば社急便、またシルバ一人材センターによる公文書関係の配付などなど、実質上独占ということが崩れつつあるとも言えるわけでございます。大臣は、こうした内容についてアイデアを生かして回復を図る、こう言っておられるのでございますが、そんな安易な認識で乗り切れるとお考えでございますか。

○国務大臣(奥田敬和君) 決して反論するわけじゃありませんけれども、現実には数字は伸びてきておるといふことも事実でございますし、今現象面の形をとらえられましたが、確かに昨年度あたりまではそういった傾向があったかもしれせん。

これは小包一つでもやる気を出すということが物すごく大事でございますから、アイデアだけではありません。例えば切手売りさばき所だけでも全国に十二万店くらいあります。こういったところが、切手は売りさばいておるわ、横に赤電話を置いてあるわ、そして結局荷物の受付所はペリカーなりクロネコなりというような形になっておるといふ形の実態からして、実際は私が来た当初に矛盾を感じました。ですから、直ちにまず実行に移すために、全国で今五百店ばかりの切手売りさばき所に郵便小包の受け扱い所を設ける、そしてこのことを全国の今切手売りさばき所の事情の許す限りにおいてそういった小包扱いもさせるというような形の中で、決して安易じゃなくて、今までやってきた体制の中でアイデアを生かして実行に移していけばまだまだ民間業に対してもサービスの面においても実行面においても対抗していけるという形の中で、私も百五十五億の赤字はなくしてみせるという生意気なことをこの委員会の場で言っておるわけですから、いささかもそんな先生に安易な形に基づいて言っておるわけではないということを御承知願いたいわけでございます。

○梶谷道一君 大臣の決意と、また御努力につきましては、評価をいたします。

ただ、第二臨調の特に第四部会は、今、大臣が述べられました努力とある部分は関連するとは思いますが、一つは、業務委託の推進、集配送システムの省力化、自動化等による組織、要員の合理化、第二には、サービスの向上と民間への開放の検討、第三点としては、郵便局窓口取り扱い時間の見直し、配達一日一度化の促進等サービス水準の適正化、第四に、郵便作業近代化の促進、小包郵便業務の改善、多角的業務委託の推進、鉄道郵便局制度の見直し、経営管理システムの充実など、具体的項目を挙げまして改革意見を提起いたしておるわけでございます。

私は、こうした臨調答申を踏まえての個別改善事項を盛り込んだ中長期的な経営改善計画の策定というものが必要ではなからうか。そして、この策定した計画に基づいて、大臣指揮のもとにこれを計画的に強力に実施に移していくという体制づくりが必要ではないかと思うわけでございますが、そうしたお考えはお持ちでございますか。

○説明員(白井大君) ただいま先生御指摘になりましたように、臨時行政調査会におきましては、第四部会報告において郵便事業の効率的な経営という点について十数点にわたりました具体的な御提言をいただいております。

それらは、ただいま先生がおっしゃいましたことになるわけでありまして、私も私どもといたしましては、臨調の方で御指摘になりました十数点の改善についての提言につきましては、そのほとんどについて既に実施に移した、あるいは実施に移しつつあるということを申し上げて差し支えないと思っております。

例えば輸送システムの改善につきましては、午前中の当委員会でも申し上げたのでございますけれども、二月に改善に着手いたしました、その改善によって一方においてはサービスのスピードアップを図るということ、他方におきましては仕事の効率化を図るということで予算上約六百名の

減員を予定させていただいております。

そのほか、いろいろな改善施策を進めることによって、ふえる者、減る者差し引いて五十九年度予算では約二百七十名の人員を減員するということを予算上見込んでおまして、なかなか事業体が大いいために確かに先生方からごらんになるとうかと思っておりますけれども、方向としては着実にその方向に向かって努力をいたしておるつもりでございますので、もう少し長い目でひとつ見ていただきたいと思いますので、お答え申し上げます。

○梶谷道一君 現在、行政改革推進審議会で臨調答申の措置状況についての評価が近く行われる、こういうふうには承知いたしております。再び行革審からその措置状況十分ならずという指摘を受けまいように御努力を願いたい、これは要望いたしておきます。

次に、郵便貯金事業について伺いたしますが、郵便貯金は三千五百二十七億円の繰越欠損金を抱えてまして、五十九年度も千二百四十五億円の赤字、累積が四千七百七十二億円になると承知いたしておりますが、間違いないと思いませんか。

○政府委員(澤田茂生君) 郵便貯金特別会計の収支につきましては、先生御指摘のとおりでございます。五十九年度では単年度で千二百四十五億円の赤字が見込まれております。ただ、五十九年度の赤字は、昭和五十八年度の二千三百二十六億円の赤字に比べますと約一千億円の減少しているというところでございます。

なお、今後の収支の見通しでございますが、金融、経済等の諸情勢というのが流動的でございますので、断定的なことを申し上げるのもいろいろ問題があるかと思っておりますけれども、このような現在の状態を考慮してみますと、現在預託利率が七・一%、それから郵便貯金の最高利回りが五・七五%ということでございますので、その間の利差が一・三五%ございます。したがって、郵便貯金の経費率、大体これが五十七年度決算で見ましても〇・七%ということでございますが、これを

上回っているわけでございますので、来年度予算では単年度黒字というものが計上できるであろう、それから六十一年度には累積赤字も解消するという見通しでございます。

この郵便貯金特別会計に赤字が生じたのは何かということでございますけれども、赤字の生ずる原因は、郵便会計が放漫経営である、コストが非常に高いということであるのか、入ってくるべきものが少な過ぎて赤字になるのかということだろうと思うわけですが、コストの方を見てまいりますと、郵便貯金のコスト、これは支払い利率とそれから経費率というものを足したものの比較でございますが、民間金融機関のコストと比較いたしますと、これは過去七年間を比較いたしましたその平均でございますが、都銀の場合が七・八二%、長期信用銀行が八%ということでございます。これに對しまして郵便貯金は七・二六%ということでございます。長期信用銀行は、長期の預金を集めるということではコストが高くなります。都銀の方は、短期でございますからむしろ低くなる。郵便貯金の場合には中期でございます。また、小口預金というものを集めておりますのでコストとしては高くなるはずでございますけれども、いずれのものよりもコストが低いというところでございます。したがって、郵便貯金がコスト無視の経営をして赤字が出ているということはこれは当たらないであろうというふうに私もは考えているわけでありませう。

五%でございます。郵便貯金の現在高約八十五兆円でございますが、これを掛けますと年間約五千億という数字が出てまいります。ということは、同じ国の資金を集めるのに、郵便貯金で資金を集めた方が国庫としては毎年五千億ずつ安く上がっておりますというところであります。言うならば、郵便貯金特別会計から国庫一般会計へ五千億ずつ補助金を出しておるといふことも言えるのではなからうかと思うわけでありませう。

こういう一番低いコストさえも賄えないような預託率に抑えられているということが一時的にもせよ赤字が出た原因であらうと思うわけでありませうが、私もすべてが預託率が低いからということでも何もしないということではございせん。今までも効率的な経営ということに努力してまいりました。また、職員の努力により貯蓄の増加ということも努力してまいりました。今後はとも一層の努力を重ねてまいりたいと思つたわけでありませうが、今後の自由化進行というものを進められても、高利回りの商品の開発というために私もはこの預託率制度というものの改善が必要であらう、こういうふうな考えておるところでございます。

はとも今日の財政情勢からいって望むべくもありませんけれども、しかしせめて一部でも運用し、そして今日のように、利回り、コストの中で多少でも運用利益を出すことによってそれを少額の預貯金者に還元していくという形の中からも、ぜひ一部の自主運用というものは、例えば国債を昨年要求したように、同じ大蔵省の資金運用の資金で国債を買うなら郵便貯金によって一部国債を自主的に買ふとかいうような方向の中で、とりあえず一部自主運用の実績を果たさせていたいただきたいというのが要望でございます。

〇納谷道一君 今も大臣少し触れられましたが、民間金融機関では今後ますます預金者のニーズに對した個人預金の商品性の改善、すなわち高利回り商品の開発というものが進んでいくことは避けられないと思うわけでございます。これに對して郵便貯金においても、国債であるということとは当然考慮しなければならぬが、何らかの對抗商品の開発というものがなされなければ競争できない、こういう時代をこれから迎えていくと思うんです。しかし、その對抗商品をつくらうと思つた場合、預託金利を引き上げるといふことは、これは国家全体の大きな問題でございますから、それはできないとすれば、一部であるにせよ自主運用によつてその財源を生み出すということが実現しませんとこれは先細りだということになつちゃうわけだ、こう思うんです。

〇納谷道一君 私は、端的に言ひまして、この郵便事業、これが民間の金融機関と最も異なるところは、いわゆる集金部門は郵政省、すなわち郵便局、ところが貸付部門は大蔵省理財局、いわば一元的運営を行っている民間金融機関に比べていわゆる集金部門と貸付部門が別々であるというのが最大の特色でございます。

〇納谷道一君 確かに、一元運用という形になっていないというのは郵便貯金の特長でございます。私の方は集める人、向こうは使う人と言つたら怒られますけれども、運用する人という形です。本当にそういふ意味では、先生の御指摘のように、財投の預託率の額いかによつては常に大きな赤字要素にもなり、黒字要素にもなつていくということなんです。

〇納谷道一君 今も大臣少し触れられましたが、民間金融機関では今後ますます預金者のニーズに對した個人預金の商品性の改善、すなわち高利回り商品の開発というものが進んでいくことは避けられないと思うわけでございます。これに對して郵便貯金においても、国債であるということとは当然考慮しなければならぬが、何らかの對抗商品の開発というものがなされなければ競争できない、こういう時代をこれから迎えていくと思うんです。しかし、その對抗商品をつくらうと思つた場合、預託金利を引き上げるといふことは、これは国家全体の大きな問題でございますから、それはできないとすれば、一部であるにせよ自主運用によつてその財源を生み出すということが実現しませんとこれは先細りだということになつちゃうわけだ、こう思うんです。

〇納谷道一君 今も大臣少し触れられましたが、民間金融機関では今後ますます預金者のニーズに對した個人預金の商品性の改善、すなわち高利回り商品の開発というものが進んでいくことは避けられないと思うわけでございます。これに對して郵便貯金においても、国債であるということとは当然考慮しなければならぬが、何らかの對抗商品の開発というものがなされなければ競争できない、こういう時代をこれから迎えていくと思うんです。しかし、その對抗商品をつくらうと思つた場合、預託金利を引き上げるといふことは、これは国家全体の大きな問題でございますから、それはできないとすれば、一部であるにせよ自主運用によつてその財源を生み出すということが実現しませんとこれは先細りだということになつちゃうわけだ、こう思うんです。

〇納谷道一君 今も大臣少し触れられましたが、民間金融機関では今後ますます預金者のニーズに對した個人預金の商品性の改善、すなわち高利回り商品の開発というものが進んでいくことは避けられないと思うわけでございます。これに對して郵便貯金においても、国債であるということとは当然考慮しなければならぬが、何らかの對抗商品の開発というものがなされなければ競争できない、こういう時代をこれから迎えていくと思うんです。しかし、その對抗商品をつくらうと思つた場合、預託金利を引き上げるといふことは、これは国家全体の大きな問題でございますから、それはできないとすれば、一部であるにせよ自主運用によつてその財源を生み出すということが実現しませんとこれは先細りだということになつちゃうわけだ、こう思うんです。

〇納谷道一君 今も大臣少し触れられましたが、民間金融機関では今後ますます預金者のニーズに對した個人預金の商品性の改善、すなわち高利回り商品の開発というものが進んでいくことは避けられないと思うわけでございます。これに對して郵便貯金においても、国債であるということとは当然考慮しなければならぬが、何らかの對抗商品の開発というものがなされなければ競争できない、こういう時代をこれから迎えていくと思うんです。しかし、その對抗商品をつくらうと思つた場合、預託金利を引き上げるといふことは、これは国家全体の大きな問題でございますから、それはできないとすれば、一部であるにせよ自主運用によつてその財源を生み出すということが実現しませんとこれは先細りだということになつちゃうわけだ、こう思うんです。

〇納谷道一君 今も大臣少し触れられましたが、民間金融機関では今後ますます預金者のニーズに對した個人預金の商品性の改善、すなわち高利回り商品の開発というものが進んでいくことは避けられないと思うわけでございます。これに對して郵便貯金においても、国債であるということとは当然考慮しなければならぬが、何らかの對抗商品の開発というものがなされなければ競争できない、こういう時代をこれから迎えていくと思うんです。しかし、その對抗商品をつくらうと思つた場合、預託金利を引き上げるといふことは、これは国家全体の大きな問題でございますから、それはできないとすれば、一部であるにせよ自主運用によつてその財源を生み出すということが実現しませんとこれは先細りだということになつちゃうわけだ、こう思うんです。

〇納谷道一君 今も大臣少し触れられましたが、民間金融機関では今後ますます預金者のニーズに對した個人預金の商品性の改善、すなわち高利回り商品の開発というものが進んでいくことは避けられないと思うわけでございます。これに對して郵便貯金においても、国債であるということとは当然考慮しなければならぬが、何らかの對抗商品の開発というものがなされなければ競争できない、こういう時代をこれから迎えていくと思うんです。しかし、その對抗商品をつくらうと思つた場合、預託金利を引き上げるといふことは、これは国家全体の大きな問題でございますから、それはできないとすれば、一部であるにせよ自主運用によつてその財源を生み出すということが実現しませんとこれは先細りだということになつちゃうわけだ、こう思うんです。

〇納谷道一君 今も大臣少し触れられましたが、民間金融機関では今後ますます預金者のニーズに對した個人預金の商品性の改善、すなわち高利回り商品の開発というものが進んでいくことは避けられないと思うわけでございます。これに對して郵便貯金においても、国債であるということとは当然考慮しなければならぬが、何らかの對抗商品の開発というものがなされなければ競争できない、こういう時代をこれから迎えていくと思うんです。しかし、その對抗商品をつくらうと思つた場合、預託金利を引き上げるといふことは、これは国家全体の大きな問題でございますから、それはできないとすれば、一部であるにせよ自主運用によつてその財源を生み出すということが実現しませんとこれは先細りだということになつちゃうわけだ、こう思うんです。

〇納谷道一君 今も大臣少し触れられましたが、民間金融機関では今後ますます預金者のニーズに對した個人預金の商品性の改善、すなわち高利回り商品の開発というものが進んでいくことは避けられないと思うわけでございます。これに對して郵便貯金においても、国債であるということとは当然考慮しなければならぬが、何らかの對抗商品の開発というものがなされなければ競争できない、こういう時代をこれから迎えていくと思うんです。しかし、その對抗商品をつくらうと思つた場合、預託金利を引き上げるといふことは、これは国家全体の大きな問題でございますから、それはできないとすれば、一部であるにせよ自主運用によつてその財源を生み出すということが実現しませんとこれは先細りだということになつちゃうわけだ、こう思うんです。

〇納谷道一君 今も大臣少し触れられましたが、民間金融機関では今後ますます預金者のニーズに對した個人預金の商品性の改善、すなわち高利回り商品の開発というものが進んでいくことは避けられないと思うわけでございます。これに對して郵便貯金においても、国債であるということとは当然考慮しなければならぬが、何らかの對抗商品の開発というものがなされなければ競争できない、こういう時代をこれから迎えていくと思うんです。しかし、その對抗商品をつくらうと思つた場合、預託金利を引き上げるといふことは、これは国家全体の大きな問題でございますから、それはできないとすれば、一部であるにせよ自主運用によつてその財源を生み出すということが実現しませんとこれは先細りだということになつちゃうわけだ、こう思うんです。

度予算で一部ともそれを実現する確信はお持ちでございませうか。

○国務大臣(奥田敬和君) 確信というところあれですけれども、何とかそういった突破口を開くように努力したいということでございます。

ただ、今郵貯の面の問題でございまして、例えは簡保の資金、これは郵政大臣のいわば一つの裁量範囲で運用でき得る。もちろん、預託に関する制約は厳しくあることは事実でございます。しかし、これらの中においては大変な実効的な形でいい成績を上げておられることも事実でございます。今年度だけでも昨年度の実績から六千四百億という、もちろん二十三兆という簡保の資金の中での六千四百億でございまして、六千四百億の配当剰余という形で利用者の皆様に還元したということ、制約を受けながらも自主的な運用によって大いに利用者へ還元ができたという形の実績はもう既に持っているわけでございますから、郵貯においてもぜひ一部自主運用によってそういった預貯金者に利益を還元したいというのが偽らない心境でございます。

○柄谷道一君 郵便貯金の残高約八十五兆円、しかしこれは大蔵理財の係になるんですけれども、その運用先であります財政機関には、国鉄、林野事業など実態的には償還の見通しがつかないというのが多いわけです。貸借対照表からは確かに数字ははじき出せますけれども、これはいわゆる不良資産と民間では言うべき部類に属すると思ふんです。

そこで、大臣は、貯金者の預金払い戻しの安全性の担保、確保という点についてどうお考えでございませうか。

○国務大臣(奥田敬和君) 郵貯は国が預かりしておるのであります。証書一枚にも私、したがって郵便貯金法によってその払い戻しは国が保証しておることになりますので、その点は決して預金者に御迷惑をかけるものではないということでございます。

○柄谷道一君 ということは、おれらは金を集め

るのだ、貸し出しは大蔵省だ、しかもその全体の担保は国で行っているのだ、郵政大臣、これは逃げておられるのじゃないですか、甚だ失礼な質問ですが。

○国務大臣(奥田敬和君) 法的な根拠なり国が責任を持って、そういった面については担当の局長から答弁をさせていただきますけれども、国が預金者に対して絶対の保証をしておられること、たとえこの運用の貸出先が国鉄であれ、国鉄の場合、今非常に厳しい財政危機に立っておられる。いわば民間金融からいうと一つの焦げつきのような状態になっておられる。不良貸出先をたくさん持つておられる。郵貯が主要なる財政の原資であるということからいえば、おまえらの貸出先というのは全く回収のめど立たないようなところばかりじゃないかという御指摘であろうかと思ふ。

もちろん、そういった企業の面において今国鉄が厳しい財政状況下にあることも事実でございますけれども、しかしこれはあくまでも国が、大蔵省が運用の責任を持って貸し出しておられるわけでございます。郵便貯金の方は貸し出した原資をあくまでも国の運用に任しておる。要するに相対責任というのには国にあるわけでございます。郵政大臣としては郵貯の預金者を絶対的に保護していく、財政の運用先がどうあれ、ともかく国が第一番に優先の形で郵貯の資金担保はしてもらわなきゃいかぬということになると思ふ。したがって、預金者には絶対に御迷惑をかけないということとらうと思ふ。

○柄谷道一君 これ以上申し上げませんけれども、預金者に対して直接の責任を持つておられるのはやはり郵政大臣です。したがって、国鉄の再建、林野の再建、この問題についても、おれは郵政大臣だからという立場を越えて、何も私はそう言うところへ貸し出してはいかぬと言っているのじゃないですよ。これらの投資先そのものの体質が改善されてこれが永遠に焦げつきにならないというためにも、もっと建設的かつ積極的な意見の反映というのが郵政大臣としてなされるべきで

あり、またそういう姿勢で閣内で御努力されるべきではなからうか、こう思っておるわけでございます。この点は、ひとつ私の意見として申し上げておきたいと存じます。

次に、簡易生命保険事業について伺いたいんですが、この制度が大正五年に発足しまして以来の沿革につきましては時間の関係で省略をいたしたい。ただ、現在では民間生命保険との競争の時代に入っているということだけは明らかな事実であらうと思うわけでございます。昭和五十六年度末で資金量シェアの三四・四割を簡易保険が占めてまして、生命保険市場で大きなウェイトを占めておるわけでございますが、既に五十七年七月時点では生命保険の世帯当たり加入率は九二・三割の率に達しまして、一種の飽和状態があらわれてきているのではないかと読み取れるわけでございます。

そこで、簡保年金資金につきましては自主運用が一部認められておりますけれども、財政状況の見通しについて、細かな数字は結構でございますので、概略明かにしていただきたい。

○政府委員(奥田三三三君) 簡易保険事業の経営状況でございますが、おかげさまで当面着実な推移を示しております。先ほど大臣もお答えいたしましたとおり、今年度におきましても配当金の増額を行うことといたしましたし、また本年の九月から保険料の引き下げも可能な状態になっております。

しかしながら、最近における新契約の伸び方についてこれを見ますと、五十七年前に比べますと、いわゆる経済の状況の反映としての可処分所得の伸び悩みというところもございまして、若干新契約の伸び方が頭打ちの兆候を示しているというところも事実でございます。今後簡易保険といたしましては、その点に十分留意しながら一層経営の効率化、合理化に努めるとともに、加入の限度額の引き上げ等制度の改善にも努力し、かつまた資金運用の向上、これについても努力してまいらなければならないと考えているところでござ

います。

○柄谷道一君 端的に伺いますが、公的年金の不足分を自助努力で補うという視点に立って、郵便年金商品についてさらにバリエーションを加えるお考えは現在お持ちでございませうか。

○政府委員(奥田三三三君) 郵便年金につきましては、昭和五十六年の秋から従来の郵便年金にいろいろ工夫を加えまして、年金の通増制あるいはまた配当金による積み増し制というふうな新しい工夫を加味いたしまして、装いを新たに再出発したところでございます。

現在、再出発から三年足らずという状況でございます。この間の普及状況は、件数にいたしまして約二十二万件ということでございまして、発足当初としてはそれなりの成果が上がっておりますけれども、国民全体に対する普及率は極めて低いという状況でございますので、当面は現在のこの新しい郵便年金を国民の方に理解し、利用していただくということに全力を挙げてまいりたい。その中で加入者の御要望あるいは需要というものを具体的に酌み取りながら、ただいま先生御指摘の新しいバリエーション、例えば一つの課題といたしまして掛金一時払いの年金というふうなことも課題としては意識をいたしておりますが、これらの問題についていまだ少し時間をかけて検討してまいりたいと考えております。

○柄谷道一君 簡易生命保険事業に關しまして、臨調は経営合理化と加入者福祉施設の見直しを具体的に提言いたしております。これに対して、どのように対処されますか。

○政府委員(奥田三三三君) ただいま御指摘のとおり、臨調の御答申の中で、簡易保険事業そのものの経営の合理化と加入者福祉施設の見直しという効率化という点についての御指摘がございました。

簡保事業そのものにつきましては、主として簡易保険におけるオンラインシステムによる総合機械化を中心として効率化を進めることといたしております。現在既に集配普通局のオンライン化

は完了いたしました。引き続き集配特定局のオンライン化を進めているところでございまして、これにつきましては昭和六十年年度までに全国の集配特定局のオンライン化が完了する見込みでございまして。

なお、このオンラインあるいはオフラインによる総合機械化の成果といたしまして、既にこれまでに約二千名の要員の節減が図られておりますが、ただいま申し上げました集配特定局の残余の部分のオンライン化によりまして、さらに数百名の要員の節減が可能になるというふうに考えているところでございます。

また、加入者福祉施設につきましては、臨調の答申の中で、一つは、会館、宿泊施設等の新設を原則として中止するようという趣旨、また福祉施設の経営そのものを一層効率化するようにという点について言及されているわけでございまして、福祉施設の施設につきましては、昭和五十八年度、五十九年度、両年度の予算において新規の計画は計上いたしておりません。今後の福祉施設のあり方については、加入者の皆さんからは引き続き非常に強い要望もございまして、今後の扱いについて慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、加入者福祉施設の経営の効率化につきましては、これはこれら施設の運営に当たっておりますが、事業団といたしましては、従来から各種の業務の民間委託を積極的に行うなど経営の効率化に努めておりますが、今後とも私どもは同事業団に対して一層の合理化、効率化の努力を求めていく考えでございまして。

○納谷道一君 私は、今まで郵政三事業について御質問をいたしましたけれども、大臣を初めとする当局の努力というものは評価したいと思っております。

ただ、三事業を取り巻く環境が従来になく厳しいうし、また今後その厳しさは一層増していくであろうというだけでは否定できない。しかも、臨

調は官業としての郵便、貯金、簡易保険がいかにあるべきかというところの見直しを求めていること、ただ競争だけで民間に打ちかかっていること、これらにもまた臨調の基本理念からすれば問題が出てくる。非常に今難しい曲がり角に郵政三事業は直面していると言わざるを得ない、こう思うわけでございまして。

そこで、今後郵政省が本腰を入れて経営、監査、診断という三つの充実と成果の公表、事業の弾力的運営、機構と要員の近代化、合理化等々を実践しようとする場合、やはりその前提、基盤になるべきものは労使関係の健全化、近代化であろう、こう思います。大臣の基本的な姿勢と決意を、この際、改めて伺いしておきたい。

○国務大臣(奥田敬和君) 三事業とも、いろいろな性格こそ違え、人力に極めて頼らなざるやいけな事業であることも事実でございまして。しかし、従来ともすれば官営であるがゆえのぬるま湯に浸っていったという経営管理体制というものが、やはり今日臨調などからもある程度厳しい指摘を受けている原因でもあるかと思っております。しかし、今日の郵政の労使関係を一口で申し上げますと、非常に良好かつ安定的な関係にあることも事実でございまして。そういった意味で、現在の人力依存度の多い三事業、その中においてやっぱり労使関係の安定的な、友好的な労使関係の環境というものが大事でございまして。職場環境ももちろん大事でございまして、こういったいい風潮の芽を大切に育てていきたいと願っております。

したがって、先般来のいろいろな諸手当の問題等々におきまして、いろいろな形で不満も労働側にはあったかもしれないけれども、いろいろな配置転換を含む大きな事業としての改革にも全面的に協力をいただいておりますし、今後ともこのいい形の労使関係というものを保持、さらに改善して双方の士気を鼓舞してまいりたいと思っております。労使問題は、まさに郵政三事業そのものであると言っても過言ではないと思つて

おります。

○納谷道一君 次に、電電公社民営化に関連して若干の御質問をいたしたいと思っております。

この二法案は、別途法律案として提出されておりますから、深い議論はその後に行うことといたしたいと存じますが、私は、去る五月十七日、行管庁長官に對して質問したところでございまして、臨調の理念は、従来、公社に対する監督、規制が強過ぎて企業性を損ないがちであったことを鋭く指摘いたしました。政府の関与は必要最小限にとどめて、特殊会社責任を持つて事業の遂行に当たるといふことを基本といたしまして、当事者能力を高め、経営を効率化するというところに目標が置かれた、こう理解するわけでございまして。

ところが、政府の原案を見ますと、役員人事に對する政府の関与は従来正副総裁であったものが、今度は取締役、監査役の全役員が郵政大臣の許可ということで、人事関与の面は逆に強化されております。また、予算や資金計画の取り扱いは法案上は明確にされておられません。したがって、その取り扱いや運営いかにによりましては従来の公社と何ら相違がなくなる、そして臨調の理念というものが生かされない、いわゆる看板のかけかえに終わるという危険すらあると思うわけでございまして。

郵政大臣は、今提案されております政府二法案が臨調答申に忠実に沿ったものと理解されているわけですか。

○国務大臣(奥田敬和君) 今度の電電改革三法案、これは公社が新会社に移行いたしましたも、その中に盛り込まれている基本的な方向は、やはり自主性を重んじて、そして企業の効率化、弾力化を図ることによってそのメリットを国民に還元していただくこと、そのために新しい民間の企業の参入も含めて競争原理を働かしていただくこと、究極はサービスの還元というものを国民にしたい、といったことが願いでございまして、今、先生の御指摘のように、

役員人事を含めて政府関与がむしろ厳しくなったのじゃないかという御指摘でございまして。私ども、この法案策定に当たりましてまず一番先に考えたことは、臨調精神にのっとりまして政府の関与をできるだけ少なくするという方向で取り組みました。今例えば御指摘になったような人事の面でございまして、確かに現行の公社では総裁、副総裁に対する内閣の任命権が今度は役員全部に網がかった認可になったのはけしからぬというふうな御指摘ではなかったかと思ひます。しかし、あくまでも任命という形は、これは政府の、はつきりいたしまして、命令でございまして。認可ということになりますと、向こうが能動的に企業体としてつくってきたのが適格か不適格かであるということを受け身で、不適格までいかなくてもその形を受け入れるということ前提に置いた上での認可でございまして、おのずと役員人事に對する関与というものはそれほど厳しくなっていないと思つております。

それはなぜか。特殊会社七つございましてけれども、結局役員人事に網をかけている。しかも、その上に、日航のように今度は副社長なり代表権を持った役員に二重にチェックするというような会社もございまして、電電の場合、むしろ全役員が郵政大臣認可になっておりますけれども、あくまでも企業体が独自に決めてきた形をこちらが受け入れるという形の認可条件でございまして、電電が既に三十二万の職員体制、五兆円という資産と言われておりますけれども、それは実態的にはもつととと大きいものになると思ひますが、しかもその形成の過程が国民の協力というが国民資産とも言えるような資産形成の過程、しかも行方事業がそういった個人の秘密、企業の機密を含む公共性の非常に高い企業であるということと考えれば、日本一の巨大企業であるという実態、果たしておる役割等々から考えれば、大臣のそういった許可事項というものをだけを取り上げられて、と、そういうことでございまして、私たちがはあくまでも企業の自主性、効率性を尊重した上

に立っての認可であるという点において、決してこの企業の性格からいって厳しいものではないと思っております。臨調の方針にも全く合致しているものだと思っております。

○柄谷道一君 資金運用、事業計画について。

○国務大臣(奥田敬和君) 失礼いたしました。

資金運用の面においても、私の方は細かく投資に關しましては関与いたしません。

事業計画は、もちろん提出させます。事業計画よりもっと厳しく予算あるいはそういった形の面についても認可事項にしている特殊会社もございす。しかし、事業計画に關しての認可の制をとっております。もちろん、その背景には、予算等々にわたって事業認可にまつる前提条件として、それに関してもある程度の報告を受けることは当然でございます。これはなぜこういう形にするか。これだけの巨大性、これだけの投資力を持った会社がむしろこの電気通信分野あるいはこれに關連する分野の事業以外に何でもかんでもやっていたという体制になった場合にはこれは大変なことになりますから、そういった意味合いにおいて事業計画は、ほかのいろいろな業界からの希望もあります、そういった形において事業計画は認可条件としたわけでございます。

投資に關しては、投資は自由にいたしましたけれども、しかし事業計画の認可を通じてこれが余りルールを外さない、よって来る会社の沿革からいって、そういった形については厳しいモラルが必要だと思つて認可条件とした次第でございます。

○柄谷道一君 この内容につきましては、大臣はどのように御理解になつていらっしゃるんですが、我々の読み方からすればまだまだ多くの問題点がございすけれども、これはむしろ法案審査を通じて議論すべき問題だと思ひますから、きょうはこれ以上触れませんが、臨調のこの問題を直接扱われました第四部会長は、端的に言つて、評していなく、採点六十点、臨調の理念からすれば六十点の点数しか上げられない、こう言つ

ているわけです。

そこで、大臣は、当然法案を出されているわけですから、本国会の成立を期して全力を挙げたいし、また立法院の対応も期待しておられる、こう思ふんですが、やはり六十点より七十点の方がいいわけであり、七十点より八十点がいいわけですね。これは今後の審議を通じて我々の意見に謙虚に耳を傾けまして必要な修正には応ずる、それだけの弾力性をお持ちでございますか。

○国務大臣(奥田敬和君) ただいまこの三法案は、政府が現在の段階において最良という形で御提出申し上げたものでございます。しかも、この法案の中には、事業法案が三年、会社法案に關しては五年の見直し規定を盛つておるといふ形において現在の時点において最上、しかし今後、この法案を成立させていただいて、運営した後にはまたいろいろなそういった環境面の変化あるいは経済情勢等々の中で、果たして競争原理が的確に動いたか否かというような問題等も含めて見直し規定が設けられておること事態でございます。

そういう意味合いにおいて、現時点において提出申し上げた法案は私たちとしては最良の法案と信じて御審議願うということでございますが、あくまでも百年に一度の改革法案と言われるくらい重要な国の神経系統に當たる、しかもこういったいろいろな企業機密、個人の秘密を含めて通信という一つの根幹に触れる事業の改革案でもございすので、慎重に御審議を願ひ、その過程の中でその御批判にたえ得られないところがあるとすれば、やはりこれは慎重に御審議を願つた上で私としてはいろいろな決断もしていかんやならぬと思つておる次第でございます。

○柄谷道一君 今の段階で大臣にこれ以上の答弁を求めることは無理だと思ひますけれども、しかしやはり野党の問題提起にも、それが建設的なものであり、より臨調の理念に沿うというものであれば謙虚にこれを受け入れていくという、そういう基本姿勢だけは必要であるし、その場面に直面しましたときにまた大臣もそういう姿勢で対応願

いたい、これは強く希望いたしておきます。

そこで、この電気通信事業法をめぐるまして郵政、通産両省の間にいさか争ひがございましたが、これは明らかに権限争ひではなかったか、私はこう思ふわけでございます。そういう批判は別として、通産省は情報処理業を所管するというところでございすけれども、私は、通信事業者ではないにしても、通信回線を利用するという面からは通信政策の対象になるものだと思うわけでございす。アメリカの FCC、すなわち連邦通信委員会の方をいろいろ資料を取り寄せてアメリカの実態をいろいろ勉強してみますと、「第二次裁定による FCC 規則の修正」という中に多くのことが書いてありますが、その結論的なものは、「高度サービスについて、一切の規制を排除し、自由な活動を認めた」というのではなく、通信の秘密、緊急時の特別措置等の規制は、通信事業者として当然に果せられている。「高度サービスに關し、FCC は管轄権を有する。」「高度サービスに關し問題が生じた場合、FCC はその管轄権を発動し、介入する」といふ、大議論の上、アメリカではその理念を一応確立いたしておるわけでございす。

私は、郵政省が通信事業の主管庁であるという立場をもっと明確にすべきではないか、こう思うのでございすが、いかがでございすか。

○政府委員(小山森也君) お説のとおり、FCC はそのような裁定を下しております。我が国の通信放送の今度の提案の中でございすが、確かに情報処理、これは通産省でございすが、確かに情報処理を通信回線で行いますデータ通信、いわゆるデータ通信という言葉であらわされるものにつきましては電気通信事業法におきましても電気通信としてとらえておりまして、御指摘のように、当然ながら我が国においても通信政策の対象となるもの、このように規定いたしております。

ただ、この問題は、この法案の第二条に定義してございすように、電気通信事業としてデータ

通信をとらえておりますけれども、電気通信事業者としての規律の問題でございすけれども、これについては通信の秘密の保護という義務規定、これはこの法律によって規制されますけれども、そのほかの電気通信事業者としてのとらえ方は通信の秘密の保護以外にはしていないわけでございす。すなわち、データ通信事業は通信政策の枠内であるけれども、今回の電気通信事業法の中では通信の秘密の保護以外については適用除外をしていくというのが今回の電気通信事業法の内容になっております。

なお、これにつきましては、従来からも、公衆電気通信法の現在におきましてもこれは通信事業としてとらえておりました、したがって、いろいろデータ通信のネットワークにおける推奨通信方式であるとか、暗号化手法の開発であるとか、国際間データ流通や国内データ通信の実態調査というものは現に郵政省で行つておる次第でございます。

○柄谷道一君 電気通信事業にこれから民間の参入がある。例えば民間通信衛星事業が今後開始されるということになりますと、通信政策と電波政策を一元的に推進する必要があると思ふわけですから、私は、これはそう遠いことではないわけですから、こういう事態に備えて体制づくりを行つていくということは極めて必要ではないか、またこのための総合的なビジョンというものを明らかにする必要があるのではないか、こう思ひますが、いかがでございすでしょうか。

○国務大臣(奥田敬和君) 今回の機構改革に伴う案件でございすので、そういった問題に不備な点があればまた担当の政府委員から補足説明させていただきますことになってまして、今まさに先生が御指摘いただいたような情勢にあるという認識に立つて今回、今までは電気通信、有線、無線という体系の中で電気通信と電波監理局という二局体制でございまして、これは全く有線と無線だけの区別の行政区画でございましてけれども、今回政令で七月一日から施行いたそうというのは、これを

三局体制に変えまして、そして今言われた宇宙通信、そして地上回線を利用するそういった電気通信、まさにこれらが融合一体化していくところに新しい通信政策の時代が参るものではないかと、今回は放送行政と電気通信、電気通信の中に、有線、無線、電波、そういった機構改革、そしてそれをグローバルな形で全体を見守っていく通信政策という三局体制に移行しようといましておるわけで、先生の御指摘のとおり、今まさにそういった機構改革をやっておくことは事実でございます。

○柄谷道一君 時間が参りましたので、最後の質問にしたいと思うんですが、今、大臣申されましたように、従来有線、無線に分けて、それぞれ電政局及び電監局が通信政策等の行政と許可をそれぞれ取り扱っていたという体制を、七月一日から通信政策局が有線、無線一体の政策活動を担当して、電気通信局と放送行政局が許可等のいわゆる行政を預かる、そのように内局を再編成するわけでございますが、そのメリットについて再度伺いたいと同時に、今度は人事局を廃止して官房のもとに置かれるわけです。このことによって、人事管理、労使関係の改善等の面で後退するおそれはないのか、あわせて伺いたいまして、質問を終わります。

○政府委員(奥山雄材君) 先ほど大臣が答弁申し上げましたように、戦後の電気通信行政機構は、幾多の曲折がありましたけれども、基本的には有線、無線の区別による機構を踏襲してまいりました。

ところが、先ほど来先生からも御指摘ありましたように、宇宙通信のみならず、V A Nあるいはニューメディア等新しい電気通信技術の発達に伴いまして有線、無線の区別、境界自体が急速に消失しつつございます。そのような時代になりますと、有線、無線を行政客体とする行政自体が無意味になってまいっております。片やまた、これも先ほど先生が申されましたように、新しい電気通信事業法が国会で成立させていただきました昨に

は電気通信事業分野に競争原理が導入されまして、これまでのように単一の公衆電気通信事業を独占しておりました公社あるいはK D Dといったような単一の事業体を相手にした行政そのものが意味を失ってまいります。それやこれやを考え合わせまして、この際、臨調の言葉によれば、変化への対応並びに効率的かつ簡素な行政機構への改編という二つの目的を達成するために今回の内部部局の再編成を考えたわけでございます。したがって、そのメリットと申しますのは、一言で申し上げますと、新しい行政需要に対応する時代の新しい行政への対応措置であるということでございます。

また、これに伴いまして、本省内部部局だけではもちろん対応できなくなりますので、新しい電気通信事業法の中におきまして、地方における行政機構、つまりこれまで電波監理局という名称でございましたけれども、これを地方電気通信監理局という名称に改めまして、名実ともに新時代に対応し得る地方行政機構をも来年四月一日を期して発足させることを考えております。

なお、そのことが、政策部門と許可部門を分離することによって若干問題があるのではないかというふうな御指摘かとも思いましたけれども、これは今日のような複雑多岐にわたる行政態様になってまいりました場合には、郵政省のみならず、運輸行政におきましても運輸政策局を基本的な交通政策の担当する局とし、その下に貨物流通局と地域交通局を置く、私ども同じような政策と許可の部門を分離する方向でございます。これが臨調の目指す精神であろうというふうに考えているところでございます。

最後に、先生が、人事局が官房人事部に改組されることによりまして職員の労働意欲、勤労意欲に支障を来すのではないかとという御懸念が表明されましたけれども、先ほど大臣が申されましたように、三十万の職員を擁する事業体で郵政三事業が成り立っており、この職員の勤労意欲がいささかでも欠けるようなことはありませんと

お客様へのサービスの低下にもつながりますし、事業に対する信用の失墜にも結びつくものであることは私ども十分承知しておりますので、官房人事部の中に人事局が吸収されますけれども、従来どおり人事、労務、職員管理、訓練、福利厚生等幅広い意味での人事行政につきましては遺憾なきを期してまいりたいというふうに考えております。

○本平八郎君 まず最初にお伺いしたいのは、今度のこの法案の骨子になっております地方郵政局内に地方貯金局及び地方簡易保険局を統合するというふうになっておりますけれども、このメリットというか、具体的にどういう効果を求めておやりになるのか。ということ、こういう簡単なことでも相当省内では議論されたと思うんですが、その結果こういう法案を出してこられたと思うんですが、その辺の背景というか、表面的なことじゃなくて、相当突っ込んだ議論があったと思えますので、その辺ちょっと伺いたいです。

○政府委員(奥山雄材君) 今回御提案申し上げております郵政省設置法の内容といたしまして、これまで本省直轄のもとに独立した地方支部局でございました地方貯金局と地方簡易保険局を郵政の傘下に入れます。貯金事務センター、簡易保険事務センターという機構に改組することにしておりますが、ここに至りますまでの過程におきまして、先生申されましたように、真剣な、かつ長期にわたる検討が繰り返されたことは事実でございます。

その一番大きな論点でございましたのは、貯金局及び保険局、それぞれ非常に長い歴史を有し、かつ成立した背景並びに業務の性格が必ずしも地方郵政局がこれまで所掌していた事務と一致しない、これが果たして円滑に地方郵政局の組織下に入り得るかどうかと、ところが一番問題であったわけでございます。しかしながら、地方分権の時代でもございまして、かつ、先ほど申上げました変化への対応

とそれから簡素にして効率的な行政機構を考える上には、何とか工夫して中央における行政組織を極力スリムなものにしたいということで、いろいろ知恵を絞りました。臨調にもヒアリングの際にそういった点について御説明申し上げました結果、普通の統廃合とはいささか形の違った形態でございまして、本省の仕事の一部をひとまず全部地方郵政局にゆだねる、つまり地方郵政局を第一次地方支部局として位置づけまして、さらにそれにぶら下がる形で、その一部を貯金事務センター並びに保険事務センターに委譲する形で第二次地方支部局として両局を位置づけるという今回の改正案が出てきたのでございます。それによりまして、地方郵政局を中心とした業務の一元的、一体的な執行体制が確立されるということが最大のメリットであるかと存ずる次第でございます。

○本平八郎君 その地方分権というのは非常に結構なんですけれども、それで相当大幅に権限を委譲するということにお聞きしたんですけれども、人事その他がどうなっているかということ、それに伴って、それなら当然本省の方の機構も相当縮小されていくのじゃないか、仕事は向こうへ行くわけですから。ところが、本省の方は課を少しいじくるだけです。これはその地方の何が変わると管轄が変わりますから、それは多少課ベースで当然変更があると思うんですけれども、今の御答弁を聞いています範囲では、もっと大幅に本省の方の機構改革があつていくのじゃないかと思えますけれども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(奥山雄材君) 今回の改正によりまして、地方に大幅に事務委譲、権限委譲いたしました結果、本省における仕事の質が変わってまいりましたところでございます。先生の御質問も、それならば本省の貯金局なり保険局の組織改正は余りドラステックなものではないではないかという御指摘だろーうと思えますけれども、確かに表面上の局並びに課をとりますとそうに見えるかもしれ

ませんけれども、実態的にはかなり変わったものになっております。

つまり、本省は、今回の改正によりまして、政策立案、企画調整部門、経営管理といったようなものにほとんど専念する。したがって、地方における実際の顧客との接点である郵便局の事務並びにその後方事務であります貯金事務センター、保険事務センターに対する指導、監督等はすべて郵政局にゆだねる。つまり、現場管理は郵政局にほとんどゆだねてしまう。本省の最高方針を受けて、地方郵政局がそれぞれの管内に一番適した方策を模索してそれをアダプトしていただくというふうなふうに転換したわけでございます。したがって、本省の課の名称も、今までにない営業課とあるいは経営企画課といったような民間の手法を片方で導入しながら、かつ経営管理部門を強化するようなものに多少衣がえしているところでございます。

○木本平八郎君 そうすると、かねて臨調なんかも言われていまして、懸案だった、郵政省が現業部門から後退していると言ったらおかしいんですけども、政策官庁に非常に大きく転換してきている。これはなかなか簡単にはいかないでしょうけれども、例えばタンカーが方向を変えようように、大きくずっと回っていったというふうな理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(奥山雄材君) 郵政三事業は、国営形態として一元的に、一体的に運営するところに最大のメリットもございまして、お客様方に十全なサービスを提供できるのも、一にかかってその三事業の一体的運営があるからでございます。したがって、国営による一体的運営というものは今後とも堅持すべきであらうと思っておりますし、臨調におきましてもそのような結論をいただいておりますのでございます。

ただ、その中における事務の配分につきまして、本省という中央組織は極力、政策、企画調整部門に徹し、中間管理機構としての郵政局に現業第一線の指導はゆだねるという形で事務の再配分

を行ったというふうに御理解いただきたいと思います。

○木本平八郎君 そうすると、いわゆるプロフィールセンター的な利益責任というのは、今までは本省の郵務局長とか貯金局長、そういった方がお持ちだったわけですね。今度は地方郵政局長がそういう責任を大幅に持つというふうに解釈していいですか。

○政府委員(奥山雄材君) 組織の改編と並行いたしました。先ほど柄谷先生も御指摘になりましたけれども、経営成果の公表並びに新しい業務成果の分析方法等も検討するように臨調で御指摘をいただいております。

したがって、五十九年度から新しい地方に権限を委譲した場合における経営管理手法並びに原価分析手法を、民間のさる非常に著名なシンクタンクと共同いたしまして目下開発中でございます。NIPAというアメリカのA T Tで開発されました一番最新の手法等も勉強しながら今私どもも考究しているところでございますが、何しろ全国的に一元的に画一的なサービスをあまねく供給するという使命を持つておりますので、そのようなナショナルネットワークの責任と、それから地方における分権とをどう組み合わせるかということがこれからの私どもの経営管理手法の一番のポイントだというふうに認識しております。また、六十年度におきましても、その勉強を続けていくつもりでございます。

○木本平八郎君 ちょっとかみ合わないという、私の発想が非常に民間的なのでおわかりにならないかもしれませんが、要するに支店長に責任を持たせているのか、本社、支店長が責任を持つていくのか、本社の事業部長が責任を持つていくのかということなんです。それで、今まではやはり本省の方で相当責任を持つておられた。ところが、今回は地方に責任がいったというふうになさったおっしゃったわけですね。そうすると、もうからなかったとか大きく損をしたということですね。今シンクタンクをお使いになるというのは、ま

たその辺もお聞きしたいんですけども、一体どなたの責任でお使いになるのかということなんです。まさか大臣の責任だとはおっしゃらないでしょうね、こういう程度のことでは。どなたがそれじゃそのシンクタンクの意見を採用してやるか。やった結果については当然採用された方が責任を持たなきゃいかぬわけですね。その辺の責任の所在が今までと同じなら同じで結構なんです。変わったのなら変わった、どういふふうに変ったかということをお伺いしたいわけですね。

○政府委員(奥山雄材君) 郵政事業の各経営単位は郵便局でございます。二千人以上を擁する中央郵便局でありまして、山間僻地の二千人の郵便局でありまして、経営単位はすべて郵便局でございますので、経営単位としての最高責任は郵便局長が持つております。

ところが、余りにもその規模が違い過ぎますし、先ほど私が申し上げましたように、郵政事業というのはいずれも全国画一事業でございます。ある郵便局で預け入れをして、それをよその郵便局で払い出しをされる、その帰属をどちらにどのように配賦するかというふうなことは非常に専門的かつ高度の経営分析手法になってまいるわけですね。今度地方に権限を委譲いたしましたけれども、権限と責任というものはもちろん表裏一体でなければなりませんので、その権限を委譲しただけで、責任が伴わなければ意味がない。したがって、新しい時代における経営単位責任というものをどのような形で計算したならばその経営成果が一番はつきりするかとということを今考究中であるということでございます。

と申し上げますのは、一番端的な例で申し上げますと、人件費というのは、幾らその郵便局長が逆立ちしても人件費を上げたり下げたりすることはできないわけですね。そういったことをどういふ形で各局長に配賦したならばその局長ごとの経営成果が出るか、各支店長ごとの成果が出るかということを確定するのがまず先決だ、こういうこととでございます。

○木本平八郎君 それは、どなたがそれを決められるんですか。まず先決だとおっしゃったけれども、どなたなんですか。地方の郵政局長ですか、それとも本省の局長さんですか。

○政府委員(奥山雄材君) 最終的には大臣権限でございますけれども、もちろん大臣の権限を財務会計面から所掌しておりますのは官房経理部長でございますので、官房経理部の方で今その勉強並びに調査研究をしているということでございます。

○木本平八郎君 私、官庁の機構というのはよくわからないんですけども、私が今申し上げているのは、先ほどの郵務局長ですか、貯金局長、それと今度の地方郵政局長ですね、今までの地方郵政局長と新しい機構の郵政局長というのは権限その他責任が違うのかどうか、その辺ちょっとまずお聞きしたいんですが。

○政府委員(奥山雄材君) 今回の設置法の改正によりまして、本省の権限が委譲され、また地方貯金局、保険局がこれまで本省直轄でありましたものを下におろしたわけでありますから、当然その部分が違ってきておるわけでございます。

○木本平八郎君 詰められていないのなら詰められていないで結構ですから、余り今のような議論を繰り返してはと、また審議ストッパだとかなんとかになりかねないから、私そういうことは趣味じゃないからやりませんけれども、わからな過ぎやからしないで、もうそこで、まだ詰めていないとかやっていないとか言っていただけばいいんです。

私が今申し上げているのは、やはりこれは一つの行革の一環で、行革というのは、いろいろなこととをいらい前に、精神的というのか、物の考え方とか、やり方の交換というのがあると思うんですよ、これは後で相当その辺申し上げたいと思うんですけれども。確かに、人間というのは洋服を着ると着ていると精神的にもちゃんとすると、いう、形から入っていくという面がありますから、もちろんそれはいいんですけども。

調査いたしましたところ、男女ともにそれぞれ二ないし三歳の平均寿命の伸びが見られます。また、資金の利回りを幾らと見て保険料をはじくか、これを予定利率と申しますが、これにつきましても、現在適用している予定利率よりも最近の運用状況にかんがみてこれを引き上げることが可能であると判断いたしました。それに加えまして、事務経費についても所要の手直しをし、新しくはじき直した保険料を九月から適用する、こういうふうに決定した次第でございます。

○木本平八郎君 消費者としては非常にうれしい話で、今後ともどんどん下げていただきたいんです。私、率直に言って、日本の保険料は外国に比べて高いのじゃないかという印象があるんです。これは実際数字を調べたわけじゃないですけど

ども。
大蔵省の保険の方にも来ていただいていると思
うんですけれども、ちょっとお伺いしたいんです
が、それで民間の生保も足並みをそろえて下げて
いただくということなら非常にありがたいんです
けれども、私も民間の生命保険の人たちの話を聞
く時間がなかったんですけれども、みんながウイ
リング・ツーでフォロローしていく、簡易保険、官
業の保険にフォロローしていくという状況なかど
うか、その辺、差し支えない範囲でちょっとお答
えいただきたいんですが。

○説明員(藤原和人君) 結論的に申しまして、今
回簡保が発表されました保険料の引き下げ、これ
を受けて民間保険会社がどういうふうにするかと

ただ、先ほど簡保局長がおっしゃいましたとおり、繰り返しになりまして恐縮でございますが、民間の保険料といいますのは三つの要素から決まっております……

○委員長(高平公友君) 保険課長、ちよっともう

少し声を大きくしてください。

○説明員(藤原和人) 死亡率と、それから予定事業費率と、それから予定利率という三つの要素で保険料を決めておりまして、そこである一定の予測をして保険料をとるわけでございしますが、そしてお預かりした保険料はいわゆる運用をいたしまして、安全、確実、できるだけ有利に運用するというところで、その結果は配当という形で契約者にお返しをする。したがって、最初の保険料がございまして、それがまたその配当を加えて実質保険料という格好になるわけでございしますが、生命保険各社とも経営の努力をいたしまして大変競争が激しい状況にございしますので、表定保険料につきましては戦後八回引き下げを行ってございしております。また、配当につきましても、剰余が生じれば増配をするというようにございましてござっております。ただ、今回の簡保の低料につきましてもどうするかということ、冒頭申し上げたとおり、まだ決まっております、こういうことでございします。

○本平八郎君 過去八回とおっしゃいましたけれども、その八回の値上げのときのいつもリーダは官業だったのか、それとも民保の方がリードしたこともあるのか、その辺どちらか、おわかりになっている範囲でお聞きしたいんです。

○政府委員(奥田三三三) 古い過去のことについては、申しわけございません、ただいま承知いたしておりますが、先ほど私が申し上げました昭和五十四年、そして昭和四十九年、この二回の保険料の引き下げについては、たしか簡易保険の引き下げのしばらく後に民間保険の引き下げが行われたと記憶しております。

○本平八郎君 そういう状況なら非常にありがたいので、今後ともどんどんとリーダー役をやっていたら下げていただきたと思うんです。

そこで、ただ私が非常に恐れるのは、やはり簡易保険の場合には非常に恵まれた経営条件のもとにあるわけです。それで、例えば局舎なんかの償

却もしなくてもいいとか、税金も払わないとか、そういう点があるので、それに任せて余り暴れられると非常に秩序が乱れるんじゃないかという心配をするわけです。かつて私もそういうことをちょっと聞いたことがあるので、やはり官業ということであるというメリットもあるけれども、制約される面もある。それは皆さんの方がよく御存じでしょうけれども、そういうところを、いわゆるオーダーリーマーカーティングというんですか、秩序ある範囲でやっていただきたということなんです。

それから、先ほどの簡易保険が始まったときから、いわゆる今の月掛けで、無診査で、それから集金方式ということ、これはずっと昔から全然変わっていないわけですか。

○政府委員(奥田三三三) ただいまのお尋ねにつきましては、細かい技術的な手直し等はあったかとも思いますが、基本的な無診査、月掛け、集金という性格については創業以来変更がないものと承知いたしております。

なお、一言お許しをいただきたいのでございますが、先ほど保険料の引き下げの時期の先後につきましまして私申し上げましたうち、前回の昭和五十四年の引き下げについては簡易保険の方が先でございまして、その前の四十九年につきましましては、ちょっと今はっきりいたしませんところがございます。ほとんど同時か、あるいは簡易保険の方が少し後だったか、ちょっと記憶が定かでないでございますので、恐縮でございしますが、先ほどの答えは取り消しにさせていただきます、後ほど先生の方に御報告いたしたいと思っております。

○本平八郎君 それで、簡易保険も、先ほどの同僚議員の話にもありましたように、資金シェアで三四・四割ですか、相当大きなシェアを占めて非常に強くなっているわけですか。それで、十倍型特別養老保険ですか、こういう特別なものもやっておられる。これはやはり簡易保険独特の商品なんでしょうか。それとも、一般にもやられているんですか。私、全然その辺よくわからないんですけれども、

ども。それで、これ以外に特別の商品というものがあられるのかどうか、あとは民間の民保と同じなのか、商品の差、その辺はどうでしょう。

○政府委員(奥田三三三) 簡易保険の種類を大きく大まかに分類いたしますと、養老保険、終身保険、定期保険、特別養老保険、それからバリエーションをいたしまして学資保険というようなものがございまして、それぞれ具体的な商品構成につきましましては民間保険各社の間で若干のパラエティがございします。同じような意味において簡易保険と民間保険の商品の間にパラエティがございしますが、ごく大まかに分類しました今の保険種類という点については同じでございます。

なお、特に御指摘の十倍型の特別養老保険というのも、簡易保険独特の商品ではございしません。民間生保においても同じような保険商品が提供されているという状況でございします。

なお、一言つけ加えていただきたいと存じますが、ただいま簡易保険の資金量について伸びているという御指摘がございましたけれども、生命保険の伸びあるいは規模を見るにつきましましては、資金量のほかに保有保険金額あるいは保有契約件数というような手法もございまして、それらについて二十二年ばかりの長期的な傾向を見てみますと、保有保険金額、保有契約件数、いずれも簡易保険の生保全体の中に占める比率は、例えば件数につきましては昭和三十年代中ごろに約五〇%でありましたものが現在は十数%、それから保険金額につきましては二〇%台でありましたものが現在は七、八%というふうに残念ながら低下いたしております。ただ、資金量につきましましては、先ほどおっしゃいましたように三十数%というところで、ほぼ同じ割合で推移いたしております。

○本平八郎君 そうすると、簡易保険について最後に一言だけちょっとお確かめしたいんですけれども、この簡易保険自身はいわゆる官業ではあるけれども十分にとり立ちして経営的にも民間の生保なんかとは競争していける。先ほどのように、値下げのリーダーでもあるという非常に強い面もあるわけですか。だから、十分に独立で競争力を持っているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(奥田三三三) 簡易保険は非営利の営の生命保険事業ということで、端的に申しまして、全国の採算の必ずしもとれないところまであまねくサービスを提供する、あるいは保険金について加入の限度額という制限がある、あるいは資金運用の範囲につきましても、これはお客様からお預かりした積立金であります、同時に、公的性質ということから運用範囲についても一定の制約があるというような条件はございしますけれども、その中でこれまで簡易保険としては精いっぱい経営努力をいたしまして、事業費等についてもかなり低水準をやつてまいっております。という状況から、今後とも簡易保険としては私どもが新しい工夫と絶え間のない企業努力を続けるならば健全な経営を維持することができると考えています。そのために、加入限度額の引き上げとか、資金運用範囲の改善でありますとか、そういう課題もございしますけれども、そういうことによつて健全な経営を維持することができると考えております。

○本平八郎君 それじゃ次に、郵便年金のことについてお伺いしたいんですが、先ほどと同じように、この年金というのはいつごろスタートしたのか私ちょっとわからないんですけれども、厚生年金だとか、国民年金とか、いろいろ個人の年金もありますね。それに対して官業でこういう郵便年金というのをスタートされたという、その一つの背景というのか、社会的ニーズというのか、そういう点をちょっとお聞きしたいんですが。

○政府委員(奥田三三三) 郵便年金は、大正十五年の創業でございします。簡易保険が大正五年の創業でございしますが、簡易保険創業の当初から当時

の先輩がいろいろ研究をいたしまして、大正十五年に創業されたという状況でございます。

その後、戦前におきましては簡易保険と相並んで順調な成長を遂げていたわけでございますが、戦後のインフレーションによりまして年金は特に深刻な危機に直面し、打撃を受けたわけでございます。その後、昭和五十六年に至りまして、次第に進展する高齢化社会、その中の国民の自助努力の必要性というように着目いたしまして、年金につきまして年々一定の率で増加をし、かつまた配当金によってさらに年金額を増加増すというスタイルの年金を創設いたしまして、以来三年近くの日時が経過している、こういう事情でございます。

○本平八郎君 大正十五年に公的年金がスタートしたというそのニーズというか、背景というか、そういう事情は民間にあったはずですね。それに対してどういうニーズがあったわけですか。

○政府委員(奥田三三三) 恐縮でございますが、非常に細かくその辺を勉強しているわけですが、いまでも、恐らく先生御指摘のように、大正十五年時点においても民間の個人年金も存在したのではなからうかと思えます。しかしながら、恐らくそれは生命保険よりもっと普及は低いということであつたかと、これは想像でございますけれども、申し上げさせていただきますかと思えます。そういう状況の中で、基本的には簡易保険と同じように広く国民の老後生活の安定を図るという目的でスタートしたものと考えております。

○本平八郎君 それで、先ほど同僚議員の質問に対して、今現在公的年金の存在理由というか、存在意義というものを老後の老齢年金その他の補充として、福祉としてよりいい生活をするためにということをおっしゃられましたけれども、それ以外に理由があったら教えてほしいということが一つ。

それから、そういう面は民間の生命保険会社なんかでも今必死になってやっております。それに對して郵政省がこういう郵便年金をやっているかな

きやいかぬという、何か必然性というか、そういうふうなものがあるかどうか。逆に言えばずっと過去からやってきたので、その情性と言つたら何ですけれども、ずっと今行きがかり上という

か、それを続けてやっているとこのことなのか、それとも、いや今ここでこれはやめるわけにいかないのだという必然性があるのか、その辺でうでしよう。

○政府委員(奥田三三三) まず、公的年金との関係につきましては、あるいは既に答えましたかとも存じますが、公的年金といふのは、厚生年金、国民年金といふはございまして、国民年金に老後のためのいわば基礎的な所得を確保するという意味の一種の強制年金であると考えております。その給付水準は、もちろん高ければ高いほどよろしいわけでございますけれども、財政事情あるいは成熟度、そういったいろんな問題からい

たしまして、おのずから一定の水準にとどまらざるを得ないものと考えています。したがって、その余の必要部分について、国民の一人一人がいわゆる自助努力によりまして、できる限りみずから老後の手当てをする必要がある、そのための手段を提供するのが任意年金の役割であらうというふうな考えているわけでございます。

また、民間の年金との関係について申し上げますと、昭和五十六年に郵便年金が先ほど申し上げましたように内容を改善いたしまして新しく発売いたしました前後から、実はそれ以前の状態においては必ずしも任意年金の普及は民間においてもはばかしくなかつたと承知しておりますが、郵便年金が新しくスタートする前後から民間における個人年金の普及状況も急激に伸びているというふう

に承知しております。しかしながら、現時点におきましては、千人当たりの郵便年金の普及率は一・数%という水準でございまして、今後の高齢化社会の進展等を見ますと甚だ低い普及状況であらうというふうな考えております。

そういう意味で、この任意年金につきましては、民間も郵便年金もともに国民の間に普及し

ていくことが務めではなからうかというふうに考えているわけでございます。

○本平八郎君 そのニーズはわかるんですけれども、仮定の質問になって恐縮ですが、今そういう必要性というものは、民間の生保がやキャッチアップしてきているわけですか。そういう状況にあって、今郵政省が仮にこの郵便年金というのをびしゃつとやめたらどういう混乱が起こるか、国全体としてどういう不都合があるだろうかという点はどうなんでしょう。

○政府委員(奥田三三三) ただいま御指摘のように民間の任意年金も次第に普及してまいることと思ひますが、何と申しましても、全国津々浦々あまねくところにサービスステーションを持つておりまして、簡便な手続、方法でこういった年金商品を提供できる、しかもそれを非営利のベースでやっていくという意味におきまして、これからのいわば日本の年金構成全体の中で郵便年金が果たす役割というものは大きいのではないかと、そういうふうに考えているわけでございます。そういう意味で私どもとしてはやめてしまつたらというふうなことにについてはちょっと考えられない次第でございます。

○本平八郎君 それは考えられないと思ひますけれども、やはりこういう事業をやつていられるときには本当にこういうものが必要なのかどうかというのを、公的であればあるほど常に反省していただかないといけないのじゃないかと思ひます。もうやめられないというふうに思ひ込みでやつておられると、後になってみて、今の行政改革やなんかと同じで、あつと気がついたときにはもうどうしようもないというところに行きかねないというのを心配するわけですか。

私が実はなぜこういうことを言うかといひますと、これは厚生年金のときに私これも非常に問題にしましたけれども、現在もまた厚生年金は破綻するといふルーローがあるわけですが、これは皆さん御存じだと思ひますけれども、これはやはり民間の生保が自分の個人年金を売りたいために

そういうことを言っているわけですが、それで、まず厚生省の対応も悪かつたと思ひます。保険料がなんか上げたり、うまく合併させるので少し故意に、故意というか、数字を言わなくてもいいというふうに隠しておられた面もありますけれども、いづれにしても生保がそういうことを言つて非常に不安をかき立てているわけですが、それが考へた

つて、もしも厚生年金だとか国民年金が払えなくなつたら国が減ると思ひますから、また政府はそういうことには絶対しやいかぬわけですが、それから、私はやはり政府が国民の必要な最低限のものを保障していくことだと思ひます。それ以上に、夫婦で海外旅行に老人になつてから行きたいといふふうなお話もありましたけれども、そんなのはやはり民間の生保会社の個人保険が何か任しておくべきじゃないか。政府がそこまでやることはないの、またやれつこないわけですが、したがつて、郵便年金といふものも今おっしゃつたようなそういうニーズがなくて、むしろ例えは一番こわいのは、二十年、三十年後になつて減価していくわけですが、今の保険なんかでもそれが問題あるわけですが、例えは十万円もらえらと思ひましたのが二十年後になつたら全然足しにならない。そうすると何かだまされた、郵政省にだまされた、国にだまされたといふことがあ

るわけですが、今厚生省が別にお考へになつてい

るわけですが、今厚生省が別にお考へになつてい

るわけですが、今厚生省が別にお考へになつてい

るわけですが、今厚生省が別にお考へになつてい

るわけですが、今厚生省が別にお考へになつてい

るわけですが、今厚生省が別にお考へになつてい

るわけですが、今厚生省が別にお考へになつてい

るわけですが、今厚生省が別にお考へになつてい

るわけですが、今厚生省が別にお考へになつてい

○政府委員(奥田量三君) 厚生年金、国民年金等のいわゆる公的年金が崩壊するとかだめになるとか、そういうふうなことは私としてはにわかには信ぜないことではあり得ない、起こり得ないことではあると考へております。

ただ、各種の調査等によりますと、大体老後の御夫婦二人の生活費として月々どれぐらいのものが必要であろうかという調査については幾つかの数字がございますが、最近の調査でございまして、十九万円とか、そういう数字が出ていますのでございまして、それに対して現在の厚生年金、国民年金等の給付水準はかなり及ばないものであるということは十分御承知のとおりでございします。したがいまして、その不足する部分について国民の皆さんそれぞれのお力のできるだけの老後の手当てをなさる、そのためのサービス提供が任意年金の仕事であろうというふうに考えます。

またその際に、物価スライドの御指摘がございました。確かに、先ほど申し上げましたように、戦前の任意年金は戦後のインフレで大きな打撃を受けたわけでございまして、その辺の配慮も十分必要であるうかと思ひますけれども、任意年金であります以上、一定の保険数理による計算に基づく給付以上のものはお約束ができないわけでございまして、そういう意味からいたしまして、私どもは直接物価スライドではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、毎年一定の通増をまずお約束し、その上に運用の改善によって上積みされた部分についてはさらに年金額を積み増す、そういうことによって極力長期の保証に耐え得るものとしての郵便年金を改めて新しく発売した次第でございします。

○木本平八郎君 厚生省の方に来ていただいてゐると思うんですけれども、それでちよつとお聞きしたいんですが、今の回答で十九万円要る、十九万円か二十万円かわかりませんけれども、私がついこの間委員会で聞いたときは、厚生省としては必要なものぢやんとやつていくのだということとで計算もきちつと出しておられたと思うんです。

それで、今の厚生省の計算では、個人年金ですね、郵便年金あるいは生保の年金の助けを得ないと生活の必需というか、ぜいたくは別ですよ、その辺の計算はどうなっているんですか。

○説明(遠辺修考) 私ども、郵政省が実施しておられます郵便年金は、木本先生御指摘のように、民間の生命保険会社等が販売しております。いわゆる個人年金商品と本質的には同じものではなないか。公的年金はいわば世代と世代の助け合いの仕組みでございます。公的年金の場合には物価や賃金の変動がありましても、これに対応して年金の実質価値を維持し続けることができる、そこに公的年金の本質があるかと思っております。

ただ、今申し上げましたように、現役の勤労世代が引退をされた老齢世代を全体として扶養する、という仕組みでございますから、それぞれの世代間の適正なバランスをとるということが肝心なこと

とだ、こう思っておりますして、やはり給付の水準にはおのずから限度があるのではないか。今私どもが国会に御提案をしております厚生年金の場合で申し上げますと、ごく標準的なケース、二十歳前後で就職をされて六十歳前後で引退をされると加入期間が四十年、これが将来は極めて普通のケースになると思われましますけれども、そのケースで五十九年の平均的な賃金、これをもとに御提案申し上げている年金改正法の中の給付設計をもとに計算いたしますと、大体月額にいたしまして十七万六千円ぐらいの水準かなと、こういうことでございませう。

ただ、個人個人によりましてそれぞれ老後の生活のニーズというものに違いがございますから、より豊かな老後生活をしたい、こういう方にありましては適宜個人年金、あるいはより広くは個人的な私的な貯蓄、さらには企業と勤労者が共同で育てていくべき企業年金、こういったものを活用される必要があらうか。それで公的年金を基盤にしつつそれをそのような私的な努力で補っていく、こういうあり方が望ましいのではないかと考えております。

○木本平八郎君　そのとおりだと思ふんです。

それで、この年金の問題はサラリーマンにとつては一番関心が高いわけです。私どもの方でいろいろ相談を受けたりなんかする機関をつくったんですけれども、そこでもこれはやかましく年金問題というのは、半分以上そういう相談なわけです。しかも、その中にやはり郵便年金に対しては非常に信頼感があるんです。それで、相談に来られる方の半分ぐらいはインフレヘッジができるというふうな錯覚を起こしておられるわけです。そういうやはり非常に錯覚を起こしやすい商品であるわけです。その辺を考えていただくということが一つと、今御説明を聞いていまして、何も無理して官業でやる必要はないのじゃないか、民間に任せておいてもいいのじゃないかと思うんです。ただ、やるわけにいかないから続けるということとは別問題ですけれども。

そういふことで、ただ一つ、私としては率直に申し上げて、政府が全然別の系統の年金をやっているということ自身がおかしいし、これは合併されて、両方をどこか統一的にコントロールしてやっていた方がいいのが本当じゃないかと思うんです。なかなか省がまたがると、我々が簡単だと思つてもできないでしょうけれども。しかし、やはりその辺は常にかえ方をすり合わせていただいて、少なくともさつきおっしゃったように、それはないと思いますけれども、末端でもいゆる勧誘したい一心で公的年金は破綻するからやっぱ個人年金でやっておいだ方がいいなというつまらない

ことが一切ないようにこれはしていただかないと、全体の混乱を起こすし、サラリーマンにとつては一番不安の材料になると思うんです。その辺で、どうなんですか、厚生省の厚生年金と打ち合わせられるということはあるんですか。今まで一回でもありましたか。それとも全然そういうことはなかったですか。

○政府委員(奥田重三君) 同じ政府の中の一員として、公的年金の状況や、それについての厚生省の考え方というようなものについては私ども

も随時情報をいただきますし、また簡易保険や郵便年金の情報についても必要なものは提供してまわっているというところでございます。しかしながら、繰り返しになりますけれども、基礎的な強制年金とそれから自助努力による任意の年金ということからいたしまして性格も任務も異なるわけでございまして、これをにわかには合併するというところにについては私どもはなじまないものがあるというふうに考えている次第でございいます。

○木平八郎君　時間がなくなってきましたので、少し郵便貯金のことについてもいろいろお聞きしようと思ったわけですが、私の考え方を述べますと、先ほどからできたときの背景とかニーズはどうだったかということをお聞きしているわけですが、それはできたときはそれなりのやつぱり意味があつて生まれたわけです。ところが、何十年もたつていると、時代もどんどん変わつてくるし、例えば民間の方もどんどんそういう商品ができてくるということで、何も官業でやらなくてもいいのじゃないかということがあるわけです。そういう点からいって、郵便貯金の方でも今あらゆる存立の理由というのがなくなつてきているのじゃないかという気がするわけです。ただ、いわゆる局舎も要らない、税金も要らない、そういうことで非常に競争力があるということとで、それはそういうものが先ほどのように保険料の値下げとかかというふうな形でいくのは大賛成なんですけれども、その辺で常に見直していただきたいと思うわけです。

そこで、ちょっと郵便貯金について一つだけお聞きしたいのは、郵貯の外務員が相当動いているということなんですが、この外務員というのは三十一万人の中に含まれているのかどうかということとが一つと、それからこの人たちは郵貯の仕事だけやっているのか、それとも簡易保険だとか、ほかの仕事もやっているのか、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(澤田茂生君) 郵貯の外務員は三十一万人という郵政事業の職員の数の中に入っており

まして、大概の場合は郵便貯金を専業といたしましてこれをやっている。ただ、小さな局などに行きますと、いろいろな業務を総合的な服務をしてやってもらうというところはございます。

○木本平八郎君　それで、実は私、決算委員会ですら金問題をやったんですけれども、そのときに、ああいう状況になったというのは、要するに庶民金融というものがなかった、都市銀行その他がやらなかったわけです。やったけれども、間接だった。それからサラ金が出てきて非常に高い金利でやり出した。それで、今確かに法律では郵便なんかの金はこれは全部運用部の資金に吸い上げられる、財政投融資に向かうというところはいいんですけれども、こういうもので今郵便では何かゆうゆうローンですか、それから進学の積み立てとか、そういうことをやっておられて極めて安全なものしかおやりになっていない。しかしながら、社会的な面で考えた場合に、公的なこういう金融機関がサラ金なんかにも出て、多少のリスクはあるでしょう、しかしこれだけでもうかつているわけだから、そのくらいのリスクを負ってやったりやる。それで、民間の信用金庫とか農協とか、そういうところではやれないことをやるということに意味があるんじゃないかと思うんです。言ってもまずだめだとおっしゃるでしょうけれども、官業としてそういう必要性というふうなことはどうお考えになりますか。

○政府委員(澤田茂生君)　サラ金の成長が著しいということは、これはやはりこういって二、三に對する民間金融機関の対応が消極的であるということのあらわれであらうと思うわけであります。諸外国には非営利の貯蓄銀行というのがございまして、これが個人の金融活動についての取引を行っているというところで、諸外国ではそういった面がかなり緩和されているというふうに思われるわけですね。日本の場合はやはり営利の金融機関だけであるということで、非営利の貯蓄機関というのは郵便貯金だけであるということでありまして、郵便貯金といたしましてもそういった個人の金融分野の充実という観点からいろいろ検討はいたしております。

○木本平八郎君　ぜひ考えていただきたいと思うんです。それで、私もやはりこの問題は政府としても総合的に対策を講じていただかなきゃいけないんじゃないかというところをそのときにも強く申し上げたわけですね。したがって、今後ともこういう庶民の金融というところ、そういった点には御配慮を、頭の隅には常に置いておいていただきたいと思うわけですね。

野の充実という観点からいろいろ検討はいたしております。

実は、郵政省に郵政事業についての審議機関といたしまして郵政審議会がございしますが、そこからも答申が出ておまして、今後個人の健全な資金需要に際しては安定した貸し付けサービスを提供していくという意義は大きいので、幅広い視点に立って郵便貯金がこれに対応していくように検討するということも出ておるわけでありまして、私も、できる限りにおいてやはり個人の金融活動の充実、発展というためにいろいろ検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○木本平八郎君　ぜひ考えていただきたいと思うんです。それで、私もやはりこの問題は政府としても総合的に対策を講じていただかなきゃいけないんじゃないかというところをそのときにも強く申し上げたわけですね。したがって、今後ともこういう庶民の金融というところ、そういった点には御配慮を、頭の隅には常に置いておいていただきたいと思うわけですね。

時間がなくなつてまいりましたので、私がいろいろ申し上げていたのは、要するに臨調の答申では一応官営を続けていくということですが、これも、あの答申を見ても、底流にはやっぱりこれは民営に切り替へべきだという意図がありありと出ているわけですね。多分それには皆さん御異議ないと思うんですけれども、その時期、タイミング、それからどういうふうにしてやるかという方法論だと思つておられます。

先ほどから申し上げましたように、三事業ともやはりやういふ社会的な必要性というところ、ニーズというところ、存立の意義というところはなくなつて時代が変わつてしまつておる。したがって、これは官業というものは皆さん御存じのように非常に効率が悪いわけですね。例えば公共サービスというのは、普及させていくというときにはコストを無視してやらなきゃいけないので、官業とか公社、公営が一番いいわけですね。また、それでなきゃだめなん

です。ところが、一たん行き渡つてしまつて、これを効率的に動かす、やめていくということになつてくると、これは官業では非常に効率が悪い。やっぱり民営にしなければだめだということ、これは経済理論の当然のことなんです。

私は、けさからずっとお聞きして、やはり官業としてはよくやっておられると思つておられます。それで、それなりの効果も非常に上げておられると思つておられます。しかし、やはり私の感覚からいへば相当もつて損なつておるという面もあるわけですね。もつとやまやればもつともうかるのじゃないかという感じもするわけですね。これだけのいい条件に恵まれているんですから。したがって、もうこの辺で民営化するというところは、早急にはできないにしても、これはもうスターターはお始めになつておるかもしれないけれども、やはり進められる必要があるのじゃないかという気がするんですが、その辺、これは大臣にお聞きしたいと思つておられます。いかがでしょうか。

○國務大臣(奥田敬和君)　先生の御意見の方向は私も十分わかります。ただ、郵政大臣として、すぐそういう形に踏み切るというふうな形での御意見は今差し控えておきたいと思つておられます。ただ、民業と違つて、民業というのは、それはなるほど利益、効率を追つて効率的なものでしょうけれども、うまいところだけ食つてしまふ。そして、今郵政省が果たしておる三事業のように全国あまねくというふうな、いわば山間僻地も含めてのネットワークというのは、これは長い歴史の沿革の中でこそ初めてできてきたものだと思つておられます。しかも、今日二、三万三というよりは末端の郵便局のこういふネットワークを動かして、全国あまねくという一つのモットーを持っておるということも事実でございまして、しかも、簡保の資金という、郵便貯金は特にそうでございまして、これも、民間と絶対に違ふという、これが果たしている財源としての役割というものにも大きく配慮していただかなければならぬと思つておられます。確かに効率を求めるという形で、所期の目的は果たしたと

いうことであれば、そういった財源としての役割という面も大きく貢献したという点において、もし仮に——今日のいろいろな恩恵の上に立っておることも事実でございまして、例えば郵便貯金は非課税という制度創設以来の恩恵、また簡保は限度額一千万といへども無診査、こういった形の中での現在の伸びがあるわけでございますけれども。

それは、今民間の人たちが言つておるように、この郵便が民間になつた場合に、世界一の貯蓄銀行、八十七兆の原資を持つという形になつた場合、あるいは保険機関としても、なるほど生保等いろいろ言われますけれども、生保が東になつても簡保の持つておる二十三兆の資金量というものは巨大なものでございまして、そういった形が、今コストの安い資金を持つておる郵便、そして全国あまねくネットワークを持つておる簡保、こういったのが民間に転業した場合に、これがいかにブライズリーダーとして大きな力を持つていくかということも、民営論を訴えられる人が、逆に民間の生保、民間の金融機関にとつてみるとこれはもうたまらないというふうな実態にもなるかもしれない。したがって、官業としての本質をよくわきまえて、全国あまねくというサービス、効率とコストを考へるという形においては、今後官業としてのエキスをだけは大事にしていくという形の中でお互いに補完し合つていくことが一番適當であらうかと思つておられます。

○木本平八郎君　今の議論は、これは幾らでも際限なくあると思うので、余りやつていてもしょうがないと思つておられますけれども、ただ、約二万局に今オンラインができたとか、今のこういう二万三千でつかの局舎を、これだけのものを今投資するとなれば大変な何十兆とかかるわけですね。これだけの大きな資産、蓄積があつて、それが出ていってたら銀行だとか生保が大変だということもわかりますけれども、しかし私は、国全体を考えた場合に、むしろこれだけの資産を有効に使つていただいていないというところの方が困るのじゃないかと

いう気がするわけですね。したがって、今後とも省内ではこういう議論は詰めていただきたいと思うんです。

ちよつと最後に、実は電気通信事業法案なんですけれども、この中の二十四条、ここに、「特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の登録を受けなければならない」というふうに入っているわけですね。この問題は、届け出が許可かというところで通産省と郵政省で大方やり合われましたね、去年からここに付けて。それで、やつと最近決着がついて、何か片一方は限りなく自由に近い届け出とか、片一方はほとんど許可に近い登録とかいうふうになったわけですね。

この問題、これ自身は何も取り上げて問題にする気はないんですけれども、実はプレスリリースされた英語のテキストで、ここにこういうことがあるんです。「ゾース フー ウィッシュ ユー オペレート イン スペシャル クラス ツー レ コミュニケーション ビジネス マスト ビー レジスタード バイ ザ ミニスター オブ ポスツ アンド テレ コミュニケーションズ」。要するに、マスト ビー レジスタード バイ ザ MPT です。こういう表現は、外人が受け取る、非常にやっばり厳しい郵政省のチェックがあるというふうな受け取るわけですね。私自身も余りそんなに英語のエキスパートじゃないんですけども、要するに、ここに登録だとはおっしゃっていても、実際に郵政省のチェック、あるいは下手なことをしたらリジェクトされるというふうなニュアンスが入っているわけですね。

こういうことは、いわゆる郵政大臣による審査とか、登録受け付けを拒絶される可能性が民間としてはあるわけですね。その辺、表現としてどうもよくないのじゃないか。例えば国会の答弁なんかもおおよそやる気がないのに善処する、こういうふうなことがあります。それで、どなたかかるときに、通訳官が間違えて、善処するというのがそのままだと誤解したら、アメリカ側で非常に誤解を受けちゃったということがあります。

そういう非常に言葉遣いで、これは露が露言葉かどうかわかりませんが、おおよそ民間人にとつて、あるいは外人にとつては全然理解しにくい言葉があるわけですね。例えば、通産省関係で委員会が質問したんですけれども、届け出と事前相談と、それから行政指導と許可とどう違うのだというところをお聞きしたんですが、そのときに余りいさよ弁はいたできなかったんですけれども。

例えば郵政省の場合でも、CATVはあれは届け出です。ところが、実際はほとんど届け出られず、積んでおいて、全然受け取られなかったのかどうか、わからないというふうな不安もあるのじゃないかと思うんですが、その辺はどうなっていますか。

○政府委員(奥山雄材君) 有線テレビジョン放送法によりまして、CATVの場合は二つに分かれております。五百端子を超える場合は許可、五百端子以下の場合は届け出ということでござい

ます。○木本平八郎君 いや、私が申し上げているのは、要するに届け出というのは届け出ればいいわけですね。ところが、実際はなかなか決裁を受けられないとか、これは郵政省の件はよくわかりませんが、例えは通産省の関係なんかで、石油、ガソリンの輸入なんというのは届け出制度です。ところが、嫌がらせされたりなんかしてなかなか実際は輸入できないわけですね。

これはちよつと最後に、大臣としてお聞きしたいんですけれども、こういうふうな、要するに届け出、こう言っているながら実際は嫌がらせされちゃうとか、それから輸入は自由だと言いつつながら実際は輸入できないとか、そういうことが余りにも多過ぎるのじゃないかという気がするわけですね。建前と本音が違う。そのために外国からは、例えばガットの関係なんかでも、日本は非常に自由化している、ところが、実際は相当関税障壁があり、そういう輸入制限しているのじゃないかということを言われるわけですね。今度の通産省と郵政省の議論、自由化すべきかどうか、許可か届け出かという議論も、やっておられるお互い同士はよく

わかって、国民の方は全然よくわからない、言葉がよくわからないという面があるわけですね。こういうことが非常に最近行政に対する不信感を呼んでいるのじゃないか。

例えば、届け出だとおっしゃってても、届け出ても簡単に許可されないのじゃないか、あるいは嫌がらせされるのじゃないかというふうなことがあ

るわけですね。そういうところを、極めて簡単なことなんで、まず行政改革というのはそんなに難しいことをやらなくても、言葉の整理をやるだけでも大分効率が違つちやうのじゃないかという気がするわけですね。お互いに意味のないことで逃げ回ったり揚げ足取りやったりということ、私は行政改革というそんな難しいこと、そつちの方は大変ですけれども、その前にこういうことを少し整理されたらどうか。少なくとも郵政省だけでもきち

つと言葉を整理されて、届け出はこうであり、事前相談は、事前相談というのがあるかどうか知りませぬけれども、行政指導はこういうときに言うのだとか、許可はこうだとかというふうな言葉の定義づけをされる必要があるのじゃないかと、私今実はこれを読みながら非常に感じたんですが、その辺はいかがでございましょう。

○国務大臣(奥田敬和君) 今の先生の御指摘は、通信回線を借りてやる第二種電気通信事業、これに対しての問題だと思ひます。しかし、これははつきり言っておきますけれども、通信事業というのは総論的には全部、相手の情報処理であれ、通信であれ、企業機密なり個人情報秘蔵を扱うというものでありますから、信書送達と一緒で、あくまでもこれは秘密を守るといふ一つのモラルを持った事業であるということが前提でございまして、したがって、第二種の電気事業に関する限りにおいてこの前提は絶対に必要でございまして。

と同時に、一般の第二種事業は届け出だけということにしてあります。これは全く行政的に差別をいたしません。内外無差別でございまして、そういう意味合いにおいては届け出の義務というものはございませぬけれども、これは決して差別をい

たしません。と同時に、届け出の内容も会社の代表、所在地、行わんとする営業行為、そういうった形を担保してもらうだけでございまして。これは、先ほど言いましたように、通信事業を営む一番大事な原点を破つて他人の機密を横流しして金もうけするような不届きな者がいた場合には業務に対する改善命令も担保しておくという意味においてはこれはほかの事業と違つて当然であらうかと思ひます。

なお、許可に近い形の登録制を設けたゆえんは、やはりこのVAN事業に対しても、全国あまねく不特定多数のネットを持って営業を営むというふうな形に対しては、これは単に届け出というだけじゃなくて、やはりある程度の資金力、技術力、そしてそういった信用力も含めてあらゆる形から政策的に担保してまいらなと、これが万

一のことであつた場合においては、これは流通段階においてもあるいは情報処理段階においても大変な混乱を生ずるというふうな規模のものでございまして、これはただ届け出に近い形でほんとにやつて、あんなうまいことを言っていたけれど規制も審査の基準も厳しいじゃないかと言われどもこれはやむを得ないと思ひます。私たちは、許可に近い登録である。特別第二種は、それだけの事業体質としての能力を発揮するということにおいて、今度の法案にもそういう形で明定いたしました。

○木本平八郎君 最後に、もう一つだけ。

私が申し上げたのは、やはり届け出なら届け出ということで国民の方もその言葉どおり信用して行動を起こせるというふうにしていただきたいというところでございまして。

これで終わります。○矢田部理君 同僚議員の質問も数多く行われておりますので、多少重複する点があるかと思ひますが、できるだけ端的にお答えをいただきたいと考えております。最初に、今回の郵政省設置法の改正についてで

ありますが、内容は、説明がありましたように、地方レベルで保険と貯金を一緒にして地方郵政局でくると筋の中身になっていくかと思うのでありますが、この改正のメリットといいますが、意味という点からいって、まず御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(奥山雄材君) 今回御提案申し上げております設置法改正案の内容につきましては省略させていただきます、端的にメリットを申し上げます。

郵政事業に係る地方支分部局の総合化と効率化と抽象的に言えるわけですが、具体的に申し上げますと、総合化と申しますのは、現在本省の直轄のもとで設置されております単独の地方支分部局としての地方貯金局と地方簡易保険局を郵政局に統合いたします結果、それぞれの地方機関、地方ブロックごとに、営業の現場であります郵便局と直結した形で貯金事務センター、簡易保険事務センターの仕事が営まれるということになりますので、管区単位に貯金事業並びに簡易保険郵便年金事業の一貫した営業活動並びに業務振興活動ができるということになります。

〔委員長退席、理事亀長友義君着席〕

それから二点目の効率化ということでございますが、これは貯金局並びに保険局を郵政局に統合いたします結果、地方郵政局へ移管可能な事務が出てまいります。例えば訓練とか福利厚生といったいわゆる人事関係の事務、あるいは式紙とか消耗品あるいは物品の調達といったような会計事務、あるいは決算事務、予算関係事務等、一口に言って管理共通事務が郵政局に移管されますので、そのことによる減量経営が可能になるということでございます。

○矢田部理君 この省庁の機構の改革に当たっては、行政の側から見てどう効率化とか総合化を進めるかという観点だけではなしに、国民の立場から見てどうプラス効果が出てくるのか、メリットがあるのかという点が一問問われてこようかと思うんですが、国民サービスの立場から見

てどんなふうにかこの問題はとらえてよろしいんでしょうか。

○政府委員(奥山雄材君) 今回の改正によりまして、国民の側からするメリットを数量的に申し上げるに定量化した形でメリットを数量的に申し上げることが難しいわけですが、先ほど申し上げましたように、管内ごとに地域の実情に応じた業務の運用体制ができます。その結果、さまざまな諸活動を郵政局が一元的に郵便局並びに地方貯金局に対して指導することになります。

郵便局というお客様の接点の窓口機関としての事務、貯金を受け入れたり払い戻したりあるいは簡易保険の募集をしたりという事務は、結局はその後方機関であります地方貯金局並びに地方簡易保険局にその事務の後処理がゆだねられまして、そこにおきまして預金の利子計算なりあるいはお客様からのいろいろな請求事項に対する処理等が行われるわけでございます。あるいは契約締結の業務が行われるということでございますので、郵便局の窓口と地方貯金局、簡易保険局はいずれも一連の流れの仕事をしております。今までは地方貯金局の方は本省が直轄し、それから郵便局の方は本省から郵政局に指導がいき、郵政局から郵便局にいく。ところが、仕事自体は郵便局の仕事の後方事務が貯金局であり、保険局であるという、非常に同じ仕事の流れの初めと終わりがダブルトランキングで指導されていた。

ところが、今回の改正によりまして、郵政局がそれを一元的に処理いたしますので、それぞれの管内ごとに実情に応じた仕事ができます。例えば、一つだけ申し上げますと、つい先年、貯金の利子が比較の有利になったということで、これまで古い預金をお持ちの方が一斉に預けかえということで郵便局の窓口で殺到されたことがありますが、預けかえられた方が有利ですというPRが効き過ぎたせいもあるんですが、お客様が殺到されまして、結局お客様が郵便局の窓口で預けかえで殺到されますと、郵便局は窓口で受け付けますけれども、結局その受け付けた事務処理、預金の

記入なり払い戻しの事務は全部後方の貯金局でやりますので、それが目に見えませんでした。ために、郵便局で受け付けた、後方の地方貯金局ではその事務処理ができなくて大変お客様に迷惑をかけたということがございます。これも、片方は本省が直轄し、片方は郵政局から指導したということの非常にデメリットでございます。今後におきましてはかりそめにもそのような事態は起きないわけでございます。一つの事例として申し上げましたけれども、具体的なメリットとして例えれば考えられるのはそういうことでございます。

○矢田部理君 国民の立場から国民サービスの向上に役立つということが一つの視点であると同時に、もう一つやっぱり考えなければならぬのは、効率化ということ余り性急に推し進めたり、行政の側からだけ見ますと、その結果、職場の労働者の労働条件や労働環境にいろんな響きが出てくるのが考えられます。この点についてはどう対応されてきたのか、またどんな響きが考えられるか、その点について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(奥山雄材君) 先生御指摘のとおり、それぞれの貯金局並びに保険局は郵政局とは違つた背景で今日まで経過してきておりますので、そこにおける職員の気質といふことも、それから職場風土といったものが確かに違つております。したがって、組織を変えたからといっていきなりそれらのものをこつちやにして、かりそめにも地方貯金局あるいは地方簡易保険局に従事する職員に不安を与えたり動揺を与えたりするようないことがあつてはならないと思つております。

したがって、この改正案を提案するに当たりましたは、関係の労働組合とも十分意思疎通をいたしまして、また法案が成立した暁におきましてもそのようなことがないように、十分経過的、過渡的な中で、職員の勤労意欲並びに労働条件の取り扱い等については従来の経緯等も踏まえた上で意思疎通を図っていくということになっております。

○矢田部理君 後でいろいろ論議をいたしますが、簡易保険の仕事あるいは貯金業務などは、結局やっぱり一番ポイントになりますのは第一線の労働者だと思ひます。したがって、そういう人たちにいろんな不安や問題が起らないようにひとつ十分配慮してほしいというふうに考えるわけですが、同時に、この仕事の内容に関連して業務面と管理面とがあるかと思ひますが、それぞれについてどんな響き、変化が起るであろうかということについて、御説明があつたらちよつと説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(奥山雄材君) 業務面におきましては、それぞれの組織で取り扱っております仕事自体に変更はございません。これは為替貯金事業にしましても簡易保険事業にいたしましても、従来どおりお客様に対する所定のサービスを提供するわけでございますので、その業務内容については変化はございませんし、また変化させたりあるいはサービスを低下させたりしてはならないと思つておりますので、在来どおり庁舎の統合等を行うつもりもございません。

それから管理面につきましては、先ほども申し上げましたが、いわゆる管理共通事務につきましては郵政局に統合されますので、その分については郵政局が貯金局並びに保険局に対して指導をし、監督をしていくことになるかと思ひます。

○矢田部理君 話題を変えたいと思ひますが、まず大蔵省に伺つていただきたいと思ひます。大蔵省に見えておりますか。

少額貯蓄非課税制度の問題であります。その前に、大蔵省自身として最近利子課税制度を全面的に見直していくという動きがあると伝えられていて、そのわけですが、この経過と考え方についてお話を伺いたいと思ひます。

○説明員(伊藤博行君) お答えを申し上げます。利子課税の問題につきましては、先生御案内のように、グリーンカードの問題を契機といたしま

して、その見直しを行うということで、昨年から税制調査会におきまして、いわば利子配当課税はトータルとしてどうあるべきかということで御審議いただいております。

昨年の秋に、審議のそれまでの段階での経緯を取りまとめていただいたものが中期答申という格好で出されております。そこでは相当のページ数が割かれて答申が出されておりますけれども、貯蓄の実態あるいは非課税貯蓄の課税の実態等々についてのいろいろな問題点等が指摘されまして、利子課税についていまだ一度基本的な見直しが必要である、その際にも非課税貯蓄を含めて検討すべきではないかという趣旨のことが述べられております。

ただ、具体的にどのような課税方式あるいは取り扱い方式がいいのかという点につきましては、中期答申の段階では答えが出されておりませんで、その後も引き続き検討はされましたが、実はこの五月末をもって税制調査会の先生方の任期が切れまして、先月の終わりにわが前調査会の締めくくりということで、会長談話という格好で取りまとめがなされております。

ただ、そこで述べられておりますのは、昨午秋に取りまとめられた中期答申の基本的な考え方を踏まえて今後具休策を検討すべきである、具体的な策については新しい税調で検討をお願いしたいという趣旨の談話でございます。その意味で、具休策については今後新税調において御議論いただくということで現段階に至っているわけでございます。

新税調の方は、現在メンバーの選任中でございまして、まだスタートしておりませんが、メンバーの選定が終わりまして税制調査会として成立いたしましたならば、当然この問題も引き続き検討されていくというふうに考えております。政府といたしましては、大蔵省を含めまして、税制調査会での議論を踏まえてどう対処するかということの検討に入っていくということに相ならうかと思ひます。

現状は以上でございます。

○矢田部理君　その大蔵省の考え方、最終的には税調の答申を得てということになろうかと思いますが、今伝えられるところでは、幾つかの方法論をみたないものが提起され、その中で非常にポイントになると思われますのは少額利子控除制度といふようなのがございますね。その考え方の内容と大蔵省の受けとめ方というようになことについて、ちょっと御説明いただきたいと思います。

⑤説明員(伊藤博行君) 新聞あるいは雑誌でいろいろな方がいろいろなことを述べておられます。同じような言葉でおっしゃりながら具体的な中身が同様なかどうか、その違いをはっきりと置いておられるかどうか、その違いを正確なコメントといふのは非常にしにくうございますが、今世の中で、いろいろな議論の中で言われている中の一に先主おっしゃるようなものもあるようにございます。

ただ、少額利子非課税とおっしゃいましたか。控除とおっしゃいましたか、そういうのが一体どういう仕組みを想定しておられるのか。言葉としては出されているんですが、その具体的なやり方とか、どういう執行を考えるかというようなところの各論的な議論まで必ずしもはっきりしていなくてということ、私どもの感じは、現行のマル優等の少額貯蓄を含めて税調では大いに検討すべき

あるということになっておるんですが、具体的にはやり方ということになりますと、全く現時点では、率直に申し上げて、これから決めるということとなるのですから、もう少しいろんな議論が各論的な議論として、いろんな観念の検討というのが進まないと、いいとも悪いともちょっと言いようがない。御指摘のような案につきましても、その案の仕組みがどうかということをもう少し具体的に

「ふつのが率直なところでございます。」

●矢田部理君 大蔵省 今の説明を聞いてもしかたしないというか、あいまいにして税調にみんな問題を任せて、そこからちょうちんが出てくる、それを何か後ろ盾にして一氣に走るのではな

いかというような心配をする向きもあるわけであります。例えば、大蔵省の元事務次官であった谷村さんなんかが出している案がありますね。こういうことを大蔵省としては、特にOBがかなり発言をしているということになりますと、ねらってこの税調を動かしていくのではないかと心配している向きがあるわけですが、その点はいかがですか。

○説明員(伊藤博行君) 税制調査会は、相当多くの方の合議体でございます。そのメンバーの方も、新メンバーまだ決まっておりますが、旧メンバーでごらんいただきましても、いろいろな分野の方が参加しての合議体でございますので、特定の人でどうこうということではなくて、やはりその中でいろいろな立場の方々の議論の結果といましようか、問題点をそれぞれの立場からミ

ニマムにするという議論が聞わされて税制調査会としての案ができてくるのじゃないだろうかというふうに思いますが、特定の方の意見が、現在、谷村先輩も一つの案を言っておられますけれども、そのほかの案もいろいろ世の中言われております。そういったもの当然今後の検討の素材にはなるかとは思いますが、今から税制調査会がどういう意見になるのだろうかとい

うのを私どもの立場からは予測できないというのが率直なところでございます。

○矢田郡理君 私どもも、かねてから不公平税制の是正という立場でグリーンカード制等を問題に供してきたわけでありますが、どうも最近の大蔵省を見ておりますと、不公平税制の是正という視点よりも財源調達、国家財政が大赤字を抱えているものだから何かねらって財源を捻出しようとい

う意図がぎらぎらしておつて、そのねらい目で税制調査会を動かしていくのではないかとというような懸念、心配も多いわけですが、その前提としてどうもこの郵便貯金は脱税の温床ではないかというような疑いを絶えず大蔵省は持っているのではないかと思われるような動きを示している節もあるんですが、この点はいかがですか。

○説明員(伊藤博行君) 私ども郵貯がどうという特別な観点で物を見ているのではなくて、税の立場から申し上げますと、少額貯蓄全体が適正に運営されているかどうかという観点での物の見方になろうかと思えます。その意味では、銀行のマル優等も含めまして、その実態がどうであるかということには常に関心を持っているわけでございます。国税庁のいろいろな調査事例等から、銀行の

マル優にいたしましたとしても郵便貯金にいたしましたも、かなり本来予定されている利用の仕方をはるかに超えるような例が相当見受けられるというような事実でございますが、だからといって、すべてを脱税の温床とか、そういうふうな観点で一義的に見るというようなことではございません。

○矢田部理君　確かに一部に、郵便貯金制度、特に少額貯蓄制度が税制上恩典を受けている、優遇

されていることを悪用してやっている向きが全くないとは言えないでありましょうけれども、ただ、本質や全体はやっぱりそういうものではないのでありまして、この制度の意味については後でまたいろいろ論議していきたいと思いますが、少なくともここから脱税の温床にしているというような見方で物を処理するのは間違っているということです。ただだけは指摘しておきたいと思えますのと、や

はり基本的には少額貯蓄の非課税制度は残すべきである、守るべきであるという立場で私は考えているわけですが、その点、大蔵省いかがですか。

○説明員(伊藤博行君) 税制調査会でその部分に關して、各論的な議論はまだ今後でございますけれども、先ほど申し上げました去年の秋の答申の中で少額貯蓄、これは郵貯に限らず、常に私ども

は少額貯蓄ということで郵貯とそれからマル優全部込みにして理解しておりますけれども、その際に、現時点でいまいしうか、税制調査会の答申に示されております範囲で申し上げますと、この問題についての基本的な認識といまいしうかは、まず個人貯蓄の中での非課税貯蓄の割合というものが約六割にも達してゐる、この六割という数

字は過去の数字と対比してみますと相当な大きな比率でございす。それから他の所得種目、今申し上げましたその六割というものは元本、残高ペー
スで申し上げておりますので、端的に所得に比例する
という言い方はやや問題かもしれませんが、い
ども、非常にラフな言い方をいたしますと、いわ
ば利子所得の六割相当分あるいはそれに近いもの
がまず頭から課税の外になっておるといふのが実
態である。

少額貯蓄とは何ぞやという議論がいろいろござ
います。それから少額貯蓄を非課税にする理由は
何であるかというのいろいろ議論されております
けれども、税調の中期答申の段階での御議論で
は、かつて言われておったような政策的意義が今
日も同じ程度にあるかどうかという点について
相当数の方の問題提起がなされております。疑問
があるのじゃないかという観点からの問題提起が
なされております。そのことと、そういう政策目
的という問題と、それから実際実態として六割を
も占めるという非課税貯蓄というのがあるべ
きかというのとは相当基本的な検討が要するのじや
ないかというところまでは昨年の秋の中期答申でも述
べられておりました。だからどうかという具体
策がないところが非常に歯切れが悪いと思ひます
けれども、現在の調査会の認識というものはそうい
ったところにあるのではないかとこのように思ひ
ます。

○矢田部理君 郵政省に伺いたいと思ひますが、
そういう動きの中にあって、昨日でしたか、少額
貯蓄制度の見直しについてという見解を郵政省と
してまとめられて発表があった。この内容と特徴
といひますか、郵政省としての考え方について御
説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(澤田茂生君) 非課税制度の見直しと
いうことについての経緯は今大蔵省の方からお話
があったわけでございますが、そういう事態を踏
まえまして、私どもとしての考え方あるいは見直
しについての問題点等について整理をしたものを
クラブで御披露したということでございます。

その中身でございますが、かいつまんで申し上げ
ますと、まず基本的には、非課税貯蓄制度見直
しについて議論されている貯蓄の重要性というこ
とについてでございます。見直し論の根拠になっ
ているものは、どうかすれば貯蓄の重要性という
ものが既に薄らいでいる、もはや貯蓄を奨励する
という時期ではないというような考え方があるや
に見られるわけでありすけれども、私どもは決
してそうではない。貯蓄は経済社会発展の基礎で
あるということでありまして、過去におきまして
も、戦後の日本の復興あるいは高度成長というの
も高い貯蓄率によって得られた豊富な資金によっ
て支えられてきたということ、また今日の国債の
大量発行下におけるインフレをはねのかし、ある
いはクラウディングアウトというものを生じさせ
ないで経済の安定が図られているというようない
こともこういう貯蓄によることである。こういう
ことは諸外国からも高い評価を得ているという
ようなこと。今後の状況を見ましても、十兆円を
超え、あるいは二十兆円を超えるような国債の大
量償還というものが予定されている。そういう中
で借りかえ償還というものが非常に大きな財政問
題になっているわけでありすから、こういうこと
ものを考えれば、国民の貯蓄が軽減できるような
状況はこれからは出ないであろうと思ひわけであ
ります。

なお、いま一つ重要性を考える場合に、高齢化
社会という我が国の社会の特殊な状況というもの
を考慮していかなきゃいけないだろうと思ひわけ
であります。急速な高齢化社会の到来ということで
老後に対する不安といふものがふえておる、また
老後に對する備えといふものを自助努力によつて
行わなければならないといふことの必要性といふ
ものが非常に高まっているわけでありまして、こ
ういったことに対する対策といふものをやはり考
えていかなければならぬであらうといふことで
ありまして、税の観点からの議論として、税の不
公平は正という観点からいふ一つの議論になつ
てゐるわけでありすけれども、これにつきまし

ても、基本は第一次所得の捕捉率の問題であら
う。クロヨンとかトーゴサンと言われる言葉に
ありますように、国民の税に対する不公平感とい
うものは、第一義的には第一次所得に対する捕捉
率の不十分さといふことにあるわけでありまし
て、利子配当課税に限つて見ましても、課税貯蓄
の把握といふものをあきらめて非課税貯蓄のみを
見直すといふようなことになりすれば、結局は
少額貯蓄の利用者のみに負担を強化するといふよ
うなことになるわけでありまして、こういう税の
公平の観点からの幅広い議論といふものが必要で
あらうと思ひわけでありす。

〔理事亀長友義君退席、委員長着席〕

いま一つの観点から、先生の御指摘ございま
した財源確保の面という議論が出てゐるわけであ
ります。非課税制度を廃止すれば三兆円入るのだと
いふような議論がございす。これも計算として
はそういう計算いろいろできるかと思ひますけれ
ども、実態から見ましても、二百兆に七〇％の利
子、十四兆円の年間利息の発生、それに二〇％の
税金をかければ二兆八千、約三兆円の税金が入る
のだといふことでありすけれども、二〇％の税
金を納めている層といふのは、勤労者層におきま
しては九〇％が二〇％以下でありますので、それ
に税の還付といふような問題が出てゐるわけであ
ります。さらに、資金のシフトといふようなこ
とが当然考えられる。かのグリーンカードの問題
のときにもいろいろ資金シフトが出てまいりま
した。ゼロターボ償還といふようなことで大變騒
がれたような状況がございす。最近の状況を見
ますと、なお一層自由化の進行と相まちまして、
より高利回りの商品あるいは節税商品といふよう
なものへのシフトといふことがしやすいような状
況になつておるであらうといふことも考えられる
わけでありまして、高額のものを持っておる者は
シフトをしてしまふ、結局は逃げ損なつたものだ
けが税金を取られるといふようなことにもなりか
ねないといふことでありす。

なお、貯蓄率が非常に高いといふことが言われ
ておりますけれども、我が国の貯蓄率、時系列で
見てまいりますとずっと減つてゐます。下降現象
であります。貯蓄だけを見た場合にはこの十年ぐ
らいで半減いたしてありますといふことでありま
すが、そのほかに、さらに高齢化社会といふもの
が必然的に持つておる貯蓄率の低下という構造的
なものがございす。高齢者は貯蓄をするのじや
なくて貯蓄を使う層でありますから、その層がふ
えれば当然貯蓄率は下がつていくという計算で
ございす。また、貯蓄を考へる場合に、利子所得
といふものを考へる場合に、やはり目減りといふ
こと、物価上昇率との関係考へなければならな
い。これを見た場合に、十年間といふものを見ま
しても、物価上昇率の方が上回つておるもので
あります。利子所得といふのは、第一次所得にとら
れた後のものの使用の仕方でありすけれども、
しかし利子所得といふのは名目だけであつて、実
質的にはマイナスの所得である、これに課税をす
るといふようなことは実質的には排除すべきでは
なからうかといふような問題もあるわけであり
ます。

こういうような問題をいろいろ抱えており、我
が国において高齢化社会に対する自助努力といふ
ようなことも考へた場合に、貯蓄あるいは長年に
わたつて培われた貯蓄心といふようなものに水を
かけるといふようなことになりすれば、これは
一朝一夕に戻るようなものでもないといふことを
考へますれば、むしろ現時点においては貯蓄優遇
策といふことこそ必要ではなからうかといふこと
で、私どももいたしましては、現在の限度額の引
き上げとかあるいは高齢化社会への対応としての
シルバー貯金といふような制度を創設するといふ
ようなことこそ喫緊の課題であるといふふうに考
えてゐるといふようなことを資料としてまとめま
して御披露したといふことでございます。

○矢田部理君 大蔵省に、その点について伺いた
いと思ひます。

今、郵政省から説明がありましたように、郵便

貯金の果たす役割というものが国民生活にとつても非常に重要である。例えば病氣その他の不時の出費あるいは災害、高齢化社会が急速にやってくる。先般の人口問題に対する白書においても、この速度は異常なまでに速いという点。また、そこで、老後保障に備えるために郵便貯金が非常に大きな役割を果たしている、貯蓄率が高いのは社会保障制度の貧困のあらわれだという指摘もあるわけだし、私もその点は否定はいたしません、現に役割を果たしてきているという点。また、そこで集められたお金が財源として欠くべからざる役割を果たしている。その結果が日本経済にも相当程度貢献をしているというようにことをあわせて考えてみますと、郵便貯金の役割は依然として非常に重要性を持っているというふうに私も理解をし認識をしているわけでありすが、その点は大蔵省はいかがでありますか。

○説明員(伊藤博行君) 先ほどいろいろな御議論、論点を並べられましたけれども、一つだけ申し上げたいのは、郵貯を含めておよそ貯蓄全般という議論で申し上げたいと思うんですけれども、貯蓄の重要性という問題と、それから貯蓄といわば利子課税の関連性というは別個の問題であるという点を申し上げたいと思います。

よくマクロの貯蓄率を議論される。マクロの貯蓄率とそれからミクロの議論が時々混同されて議論されているような感じがするわけですから、マクロの貯蓄率といわば税以前の問題として利子率との関係は、いろんな学説等もございすが、通説的に言われておりますのは、利子率が上がった場合に、その効果として所得効果と代替効果がある、所得効果はマイナスの方に働く、代替効果はプラスの方に働く、利子率が上がったときの両者を合成した効果というのは理論的には一義的な方向は言えないというのが理論上の通説だろ

うと思います。問題は、実証的に、じゃ所得効果と代替効果はどつちが大きいかという議論かと思ひますが、これもいろんな学者の研究がございますけれども、

企画庁での研究等も含めまして、国民経済計算上見たマクロの貯蓄率と名目的な利子率と有意な関係はないというのがどちらかというと通説じゃないだろうかと思ひます。

ただ、ミクロの関係では、いわばバイの大きさそれ自体と利子率とは余り相関度はないけれども、バイの中で金融資産の選択という点につきましては利子率というのは極めて重要な意味を持つてくる。その意味で金融資産の選択に関連して税を当てはめますならば中立的なものでないからぬだろう。税によつて金融資産の選択にゆがみをもたらしようとするものでないからぬだろうということは当然言えますけれども、マクロの国民経済計算上出てくる貯蓄率と利子率との関係は有意な関係はないと仮にいたしますならば、税が中立的な制度である限りはその点はニュートラルであるというふうには言えるのではないかと思ひます。その意味で、貯蓄が重要なことでないかという議論とは別個に、いわばそういう相関関係をどう考えるかというところの議論が大きなポイントになるのじゃないかと思ひます。

それから先ほど澤田局長がおっしゃった中で、いろいろな御議論されましたけれども、例えば第二次所得論というふうなもの時々言われますが、利子所得を二次所得だという議論の根拠は、い

はいかにもおかしいのじゃないだろうか。国民経済計算上、おおよそ所得の議論をいたしますときに、当然利子所得は他の所得と並んでそれ自体新たな付加価値であるというところで国民経済計算の一部に組み入れていくわけでございますので、そういう意味で二次所得論というのはいかがなもので

そのほか、いろんな論点ございすが、長くなりますので、若干気がついたところだけ感想を申し上げておきたいと思ひます。

○矢田部理君 マクロとミクロの問題ということとで両面から説明されておりますが、余り問題点をすりかえて説明をされても困るのでありまして、やっぱり庶民の立場から見ますと、長いこと郵便局の貯金というのは定着をしてくているわけですが、今の制度はそういう立場で、しかもこれは大衆的に非常に便利な預金が可能だという点で最も用もされてきたわけでありまして、ところが、最近の傾向を見ておきますと、どうして他の商品などが開発されるとそちらに流れるというふうなことを見まして、やはり利子がどうなるのか、それに對して税制がどう出ているのかというようなことは庶民の気持ちからすると非常に大事なことでありまして、マクロの話を幾らされても、そうですかというときには実はならないのであります。その点で、大蔵省の説明は必ずしも説得的だとは考えていないのであります。

もう一点、大蔵省が正式に言っているかどうかはわかりませんが、どうも郵貯にお金が大分集まっている、その集まっている数が、口座数と言ふんですか、口座数と言ふんですか、証書の数なども含めて三億五千万にも上っている、このことから郵貯が税金逃れにかなり使われているのではないかと指摘をする向きもあるようなのであります。が、これについて昨日発表した郵政省の資料の中で幾つかの反論めいた話が出てくるようでありすが、ちょっと数字その他がわかりにくいので、少しく説明をいただけせんしょうか。

あるとすれば郵政省としてそれに対してどう対応しようとしているのか、現にしているのかというようなことも含めて答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(澤田茂生君) 郵便貯金の口座数といふのは、通常貯金の口座数を私どもは言っているわけでありまして、これは大体が人口の六割というものが郵便貯金を利用いたしておるということと大体合ふのだからと思ひわけでありすが、約六千三百万口座ございまして、これはよく三億五千万とか三億口座というふうな数字で言われておりますのは、これは定額貯金の証書枚数を合算した数字であらわされているのではなからうか。定額郵便貯金の証書は現在二億七千万枚程度あるわけでありすが、これは限度額三百円以内ならば何枚持ってもこれは可能なのであります。千円から郵便局にお預けいたされれば千円ごとに証書を一枚差し上げるということができ

るわけでありまして、これは何枚あるかと限度額がルーズであるというところは何かかわりのない話でありますけれども、これを合算した数字として人口の三倍もあるような口座があつて、いかに脱税の巢であるような印象を受けるわけでありす。まことにこの点については私どもも遺憾に思つておるわけでありすが、十分その辺のところについて理解を得るよう努力をしてみたいと思つております。

らないということからいたしましたし、お客様に迷惑が余りからない、しかもメリットがあるようなシステムでこの限度額管理というものができるといふ方法はないかと大臣からも検討を命ぜられていたところでありまして、そういうことについていろいろ鋭意検討を進めているということでございます。

○矢田部理君 少額貯蓄の非課税問題はもったいりんな議論があるわけでありまして、時間の関係もありまして、他の問題に移りたいと思ひます。

簡易保険について今度また問題になるわけでありまして、この簡易保険の現状はどんなふうになっているか、将来についてどういうふうな考えをおられるか、この点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(奥田重三君) 簡易保険事業、現状といたしましてはおかげさまでおおむね着実な推移を示しております。現時点において保有契約件数およそ五千三百万件、保有保険金額七十兆円余という状況になっております。併いまして経営状況も現在の時点ではおおむね順調でございます。また、本年度においても相当の増配を行い、また死亡率あるいは資金運用利率の改善等に併いまして、本年九月から保険料の引き下げも実施する予定ということになっております。

ただ、最近の諸契約の伸び方を見ますと、近年における可処分所得の伸び悩み等を反映するものと思ひますが、その伸び方は若干伸び悩みの兆候を示しております。保険事業といひますものは、いい結果、悪い結果といふのはある程度長期のものとして出てまいりますので、先行きとしては必ずしも手放しで楽観は許されません。したがって、私どもとしましては、経営の効率化、合理化に努めますとともに、一方では加入限度額の引き上げ等、制度や商品の改善に努め、他方では資金運用の利回り向上に努めるなどして一層経営の改善に努めていかなければならないと考えております。

○矢田部理君 これは郵貯、それから簡易保険、

両方に通じて言える問題であります。既にこの限度額が実情に必ずしも合わなくなっているという向きの指摘もあるようでありまして、これはどんな問題点があるんでしようか。それからまた、今後郵政省の将来設計としてどんな数字、どう考へているんでしようか。両局から御説明をお願いいたします。

○政府委員(澤田茂生君) 郵便貯金の限度額につきましては、現在一般の限度額が三百万円ということになっております。これは十一年前そういう三百万円に上がったときそのまま据え置かれていたわけでありまして、その間の物価上昇率等を見ましても実質的には三百万円というものが半減いたしているということがあると思ひます。戦前の限度額というのは一軒買えるようなのが郵便貯金の限度額だったわけでありまして、これをぜひ引き上げてまいりたい。私ども、昨年の予算要求段階におきましては、これを五百万円に少なくとも引き上げるべきではないかということを要求してまいりました。

そのほか、高齢化社会に対する対応ということで、高齢者世帯においては別枠の一千万円というものを非課税貯蓄枠として設定すべきではないか。特に、サラリーマンの退職金というものは、の老後に充てる場合、こういったものについては非課税措置でこれを守っていくということが必要ではないかという観点から、主眼点につきましてはそういうこと。

もう一つは、住宅積立貯金という制度がございますが、こういったものについても限度額をさらに引き上げて持ち家制度の促進というものに役立てるべきではないかというようにことを主張いたしているところでございます。

○政府委員(奥田重三君) 現在の簡易保険の加入限度額は一千万円でございますが、これが定められましたのが昭和五十二年でございます。以来約八年間据え置きという状態になっております。その間の国民の生活水準の向上等によりまして、この額をもつては生命保険としての一応の機能も果たしにくくなっているのではないかとこのように考へております。

ちなみに、この一千万円に引き上げました五十二年当時もそうございましたが、私どもの市場調査によりまして、国民が生命保険にどの程度の額を期待されるかという過去の調査の結果におきましては、大体半分くらいが簡易保険の限度額と答えられておりましたが、最近の調査では、国民が生命保険に期待される額の平均が約四千万円となっております。現在ではその期待額の四分の一程度ということになっている次第でございます。

したがって、利用者の方からも御要望があります。また、昨年、衆参両院の通信委員会におきましてこの引き上げを実現するようという満場一致の附帯決議もいただいているところであります。この引き上げを提起いたしておりますが、この数年、この引き上げを提起いたしておりますけれども、残念ながら今日なお実現を見ていないという状況でございます。今後早期にこの引き上げを実現したいと考えているところでございます。

○矢田部理君 まとめて大蔵省に、これは答弁は要りませんが、今出た議論について注文をつけるというか、お願いをしておきたいと思ふのであります。現状はきちっと守ってほしい、それがささやかな庶民の気持ち、願ひでもあるということとをひとつしかとくみしめて今後の税制調査会に臨んでいただきたい。あわせて、この三百万円というのは最初決められたときの物価から見ても、物価そのものが二倍以上上がっているわけですから、そうすると、今郵政省が出している五百万円という要求もかなり私から言わせれば控え目な要求だといふふうにも考えられるわけでありまして、この点もひとつ大蔵省としても考へてほしいし、また簡易保険の一千万円をさらに上積みするといふ考え方についても理解を示すべきではないかというところについて特に大蔵省にお願いして、大蔵省の方には結構でございます。

最後に、郵政省に幾つか問題点を伺つて質問を閉じたいと思ひます。

郵政大臣、まだ一言も伺っておりませんが、郵政事業の中で貯金と保険がきょうの議論の中心でありますから、この両事業を中心にして今後の将来展望といったようなものについてどんなふうにお考へになっているかお示しをいただければと思ひますが、いかがでしようか。

○国務大臣(奥田敬和君) 先ほどの先生の御質疑の過程を聞いておまして、大変ありがたい御助言をたくさんいただいたと思つております。

ただ、郵貯と簡保が制度創設以来果たしてきた役割を考えますと、この制度の創設以来郵貯は非課税、そういうった沿革の中で今日の八十七兆という国民資産をお預かりしているということになります。簡保も無診査という形の中で制度の創設以来さういった形の恩恵を受けておるわけでございしますが、これと最近の老齢化社会に対応しての自助努力というものを考えるときに、これが果たしている役割は、資金の面でもかく二十三兆という巨額の資金をお預かりして運用させていたいただいております。大変今日においては大きく国家社会に貢献しておると思ふわけでございます。

ただ、将来展望ということになりますと、先ほど来の御議論の過程にもございましたように、例えば利子に対する課税の徹底という国民的な世論も他方にはございます。しかし、汗の結晶である少額貯金、しかもこの制度は守って堅持してまいらなかならぬことは当然でございますが、他方において今脱税の温床になっておるといったような声もございします。これは私たちとしては甚だ遺憾でございますけれども、しかし限度額という形というものはきちんとしていくという一つの郵貯の創設の原点に立つて、やはり私たちは守るべきものは守る、受けるべき恩恵は恩恵としてあまねく国民が享受するといふ形でなけりやならぬと思つております。

そういう過程の中から、先手を打つて言うたら語弊がありますけれども、我々は郵便貯金のそ

ういった使命と原点に立つて守るべきものは守る、限度額もチェックをできるだけして頑張るといふことで、先般来、郵貯利用者にはそれぞれの身分証明にも匹敵するような形のマルU、これは一般銀行とは違ひ、郵政省が主体において管理すること、貯金カードもやるべきじゃなかろうかといふことで、貯金局長初め関係者に検討を今目下命じておるところでございます。

ただ、これに關しては、一律なマルUという、何かローマ字のUということでもマルUと、郵政省の郵と、現在の優遇課税の優をとった形の共通したようなカードならいいのじゃなかろうかといふ等々の議論もございます。しかし、郵便貯金といふのはあくまでも郵便貯金法によって金利決定の自主的な原則も明定されておることでございます。しかも、預けた預金者は郵政大臣に対して移管管理という形をさしていただいておりますという責任もございます。運用責任は資金運用法によって大蔵大臣にあらされておるわけでございしますが、あくまでも郵貯は自主的に管理しながらも限度額を維持してまいりたいという形の方向で頑張りたいと思っております。

また、そういう方向で進むならば、簡保も郵貯も含めて国家的に大きく貢献している資金であると同時に、国民はさらに安心をした形で、全国あまねく張つてある二万三千のこの郵便局のネットワークにおいて、そういった形で御利用いただけるのじゃなかろうかといふことを思つておる次第でございます。したがつて、将来展望も含めて、これは将来においても、果たすべき役割と同時に展望においても官業としての自意識に徹しながら頑張つていきたいといふことでございます。

○矢田部理君 大臣からお話がありました、少額貯蓄の非課税制度を基本的に守つていくといふこと、同時にまた、それを悪用して脱税に利用するといふようなことにつきましては、これは大蔵省の指摘もありますように、厳に慎まなければなりません。その点で、郵政省としても特段の管理面において注意していただきたいといふことが

第一点であります。

もう一点、集めたお金が財投の原資になる。それはそれとして、日本の経済に果たしてきた役割を全面的に否定するわけではありませんが、預金者の立場からしますと、集めたお金を財投にいうことではなしに、もう少し自分たちも利用できないか、とりわけ、不時の出費とか、あるいは災害とか、教育とかというふうなときに手軽にこの小口金融ができないうふうなときに郵政省に対する期待もまたあるわけですね。特に、最近ではサラ金などが非常に横行している現状は、やっぱり郵便局を含む金融機関がそういう小口金融といふ点で、庶民金融のエリアに入り込めない、そこを思いつけることにも一つの原因がありはしないかと私はひそかに思つておるわけでありまして、この点は将来の問題としてどんなふうにかえておられるか、検討していることなどがあればお示しをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(奥田敬和君) 各国の貯蓄銀行は、主として先進国でございすけれども、やはり個人のニーズに対しての貸し付けという形も併用しておることは事実でございます。残念ながら、我が国の郵貯制度のもとにあっては、先般来、教育あるいは住宅に対する、少額ではございますが、こういったローンもつくられてまいつたことも事実でございます。

今、先生の御指摘のように、サラ金禍と申しますが、こういった形に走るということは、やっぱり個人の生活が多様なニーズを持つておるときに、わずかな出費に対して相談に乗つてあげる相手がいないといふことであらうかと思ひます。したがつて、御指摘に今挙げられました教育とか、あるいは結婚資金とか、あるいは住宅設備の一部に對してどうしても必要だとか、あるいは不時の急病等の病の支出によつて、だれが見ても納得できるような利用のときには、個人のそういった形の御要望にも沿つていくような制度に持つていかないとはいかぬといふことはかねて思つておるところでございます。

郵政審議会においても、こういった形にたえるべきであらうという形の御答申もいただいております。そこでございすので、今後とも諸先生方の御支援を得ながら、こういった個人サイドのわずかな用途におこたえすることができれば、今日のサラ金禍で悩む人たちの幾分かを吸収していけるのではなからうか。それがまた、ある半面においては、郵貯の自主運用ということばかりではなくて、それが大きくそういった庶民の悩みにもたえらるるというところは郵貯の一つの目的でもなからうかと思つておる次第でございます。

○矢田部理君 最後の質問になりましたが、もう一つの点は、機構はいろんな点で改革したが、実際にそこでは働く人の労働条件なり労働環境についてはこれまで非常に大事な一つの観点でありますので、それを重視していただきたいというふうな問題にいたしましては仲裁裁定の即時完全実施という例年の問題があるわけですね。

ことしは政府は、また議決案件ということで、政府みずから決定する責任を回避して国会に問題を預けてしまつた。こういう態度は使用者としての政府のとるべき態度ではないというふうに私はかねがね思つておるわけでありまして、つい最近、国会を正常化するに当たつて、自民党からも今国会中に処理をするという向きの回答があつたわけでありまして、担当大臣、郵政、電電の職員にかかわる責任大臣として、この仲裁裁定に對して国会に預けたからもういいわといふことではなしに、きちつと早期にこの問題の決着がつけられるよう政治的な努力をしてしかるべきだといふふうに考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(奥田敬和君) 電電を含め、職員を抱えておる担当大臣、抱えておるといふ言い方は語弊ございすけれども、そういった電電職員三十三万人体制、郵政も三十万といふ、特に郵政の場合には人力依存度の多い事業でございすし、労使関係が安定で、しかも働いてくれる職員が士気が旺盛で、そういった使命感に燃えて頑張つてもらわ

なきやいかぬことは事実でございます。幸いに郵政の労使関係、もちろん電電も含めて非常に良好、安定な状態でございす。こういった形にありまして、先般来の期末手当を含むいろいろな問題点において責任大臣としては極力政府の了解を求めて先般来の決定になった経緯もございす。

ただ、仲裁裁定におきましても、もちろん公労法の三十五条精神に基づいて早期実施といふことは当然でございますし、そういった形に立つて、先般来、政府間の部内調整も図つたところでございす。したがつて、仲裁裁定も議決案件といふような形をとつておりますけれども、これは表面上も承認に近い議決といふことで、しかも今国会中という前提つきで、ある程度折衝の中では相当当方の即時実施という形の主張も受け入れた形の中でそういった玉虫色と申しますか、そういった形になつたことも事実でございます。しかし、今国会中誠意にこれを実施に移すという前向きな姿勢の中での議決にお諮りするという姿勢で、早期実施の精神といふものが働く人たちの士気を停滞させないよう今後とも努力してまいりたいといふことでございす。

○矢田部理君 終わります。

○委員長(高平公友君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、源田実君及び堀江正夫君が委員を辞任され、その補欠として吉川芳男君及び藤田榮君が選任されました。

○委員長(高平公友君) 以上で本案に対する質疑は終局したものと認めます。
これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようですから、郵政省設置法の一部を改正する法律案に賛成の

方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決するものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高平公友君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

昭和五十九年七月三日印刷

昭和五十九年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局